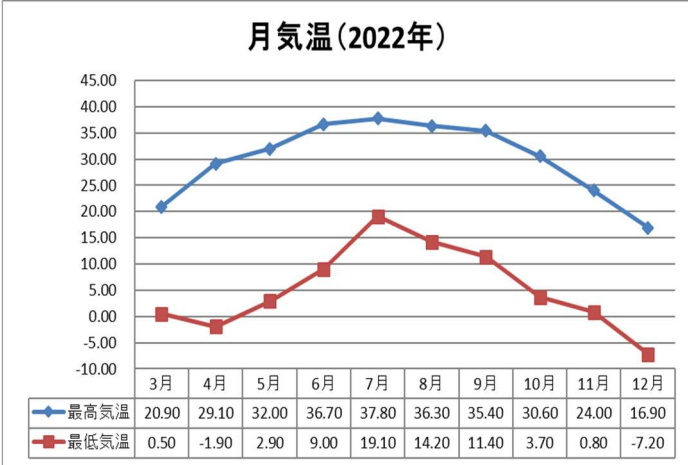
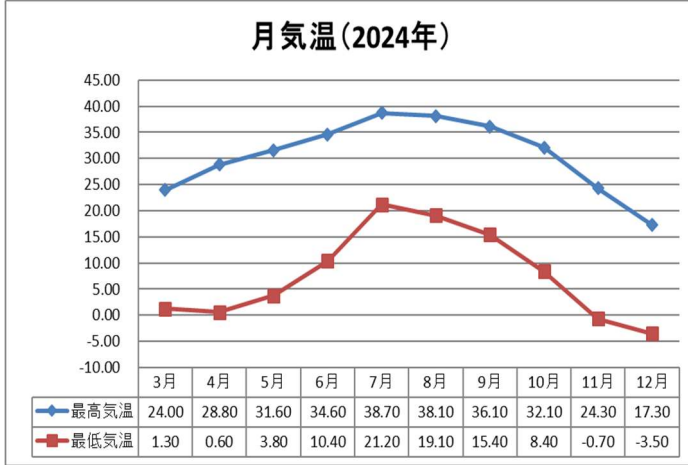
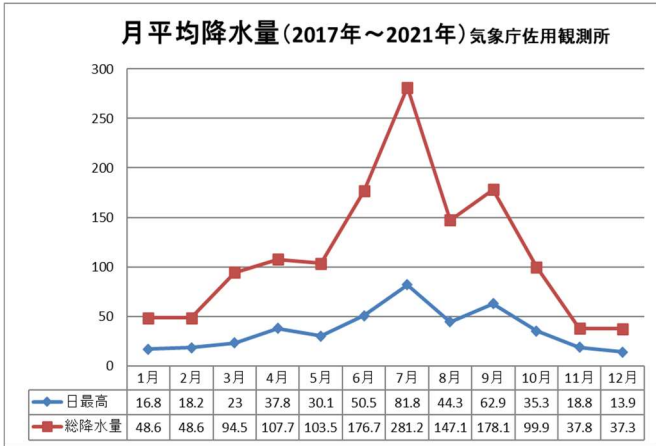
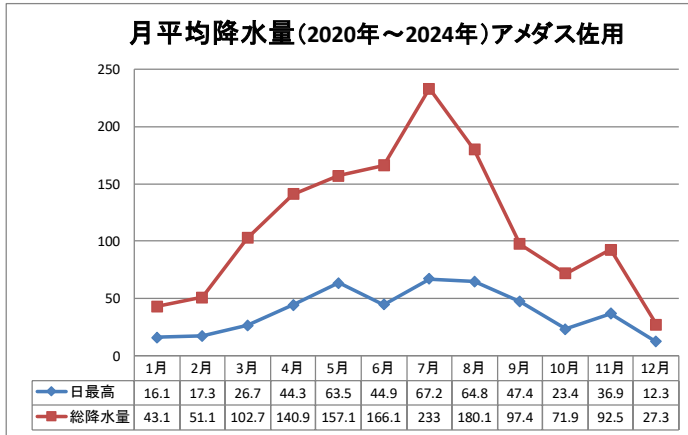


項	修正前（素案）	修正後	主な理由等
全体 （複数箇所あり）	広域災害災害救急医療システム	広域災害救急医療情報システム	システム名修正のため
	関西電力送配電株式会社兵庫支社（姫路）	関西電力送配電株式会社姫路本部	組織名変更のため
	（陸上自衛隊の本文組織標記について） 第3特科隊 陸上自衛隊姫路駐屯地第3特科隊（第3科）	（陸上自衛隊の本文組織標記について） 中部方面特科連隊第3科 陸上自衛隊中部方面特科連隊第3科	組織名変更のため
第1編 第2章 第4節 （P8）	1 公共的団体、防災上重要な施設の管理者 （修正箇所のみ） 西播獣医師会	1 公共的団体、防災上重要な施設の管理者 （修正箇所のみ） 西播開業獣医師会	組織名変更のため
第1編 第3章 第1節 （P17-P18）	(1) 気温 佐用町の気温として 2022 年 3 月 23 日から同年 12 月 19 日の佐用（佐用町役場屋上）の気温データを示す。佐用町の最高気温は 37.8℃で最低気温は -7.2℃を記録している。気温の月較差（最高気温と最低気温の差）を見てみると、気温の較差が最も大きいのは 4 月：31.0℃（29.1℃～-1.9℃）もっとも小さいのは 7 月：18.7℃（37.8℃～19.1℃）である。  ※ANEOS製 気象観測装置の観測開始日からのデータを使用	(1) 気温 佐用町の気温として 2024 年 3 月 23 日から同年 12 月 19 日の佐用（佐用町役場屋上）の気温データを示す。佐用町の最高気温は 38.7℃で最低気温は -3.5℃を記録している。気温の月較差（最高気温と最低気温の差）を見てみると、気温の較差が最も大きいのは 4 月：28.2℃（28.8℃～0.6℃）もっとも小さいのは 7 月：17.5℃（38.7℃～21.2℃）である。  ※ANEOS製 気象観測装置の観測開始日からのデータを使用	・時点修正のため ・神戸地方気象台情報による修正のため

項	修正前（素案）	修正後	主な理由等																																																																														
	(2) 降水量 佐用町の降水量として<u>円応寺（気象庁佐用観測所）</u>の降水量データを示す。佐用町の過去 5 ヶ年の平均年間総降水量は、<u>1,361.0mm</u> で 6 月から 9 月に多く、冬場に少ない。過去 5 ヶ年で最も月降水量が多かったのは、<u>2018 年 7 月</u>で <u>378.5mm</u> であった。また <u>11 月～2 月</u>までの月総降水量は <u>70mm</u> 以下であった。 また、2009 年 8 月には月降水量 414.5mm で日最大 326.5mm を記録している。 年間総降水量は <u>2017 年 1,435.0mm、2018 年 1,631.0mm、2019 年 1,086.5mm、2020 年 1,183.0mm、2021 年 1,469.5mm</u> と推移している。 月平均降水量(2017年～2021年) 気象庁佐用観測所 <table><thead><tr><th></th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th></tr></thead><tbody><tr><td>日最高</td><td>16.8</td><td>18.2</td><td>23</td><td>37.8</td><td>30.1</td><td>50.5</td><td>81.8</td><td>44.3</td><td>62.9</td><td>35.3</td><td>18.8</td><td>13.9</td></tr><tr><td>総降水量</td><td>48.6</td><td>48.6</td><td>94.5</td><td>107.7</td><td>103.5</td><td>176.7</td><td>281.2</td><td>147.1</td><td>178.1</td><td>99.9</td><td>37.8</td><td>37.3</td></tr></tbody></table>		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	日最高	16.8	18.2	23	37.8	30.1	50.5	81.8	44.3	62.9	35.3	18.8	13.9	総降水量	48.6	48.6	94.5	107.7	103.5	176.7	281.2	147.1	178.1	99.9	37.8	37.3	2) 降水量 佐用町の降水量として<u>アメダス佐用（円応寺）</u>の降水量データを示す。佐用町の過去 5 ヶ年の平均年間総降水量は、<u>1,363.2mm</u> で <u>4 月から 8 月</u>に多く、冬場に少ない。過去 5 ヶ年で最も月降水量が多かったのは、<u>2021 年 8 月</u>で <u>329.5mm</u> であった。また <u>12 月～1 月</u>までの月総降水量は、<u>それぞれ 70mm</u> 以下であった。 また、2009 年 8 月には月降水量 414.5mm で日最大 326.5mm を記録している。 年間総降水量は <u>2020 年 1,183mm、2021 年 1,469.5mm、2022 年 1,056mm、2023 年 1,408mm、2024 年 1,699.5mm</u> と推移している。 月平均降水量(2020年～2024年) アメダス佐用 <table><thead><tr><th></th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th></tr></thead><tbody><tr><td>日最高</td><td>16.1</td><td>17.3</td><td>26.7</td><td>44.3</td><td>63.5</td><td>44.9</td><td>67.2</td><td>64.8</td><td>47.4</td><td>23.4</td><td>36.9</td><td>12.3</td></tr><tr><td>総降水量</td><td>43.1</td><td>51.1</td><td>102.7</td><td>140.9</td><td>157.1</td><td>166.1</td><td>233</td><td>180.1</td><td>97.4</td><td>71.9</td><td>92.5</td><td>27.3</td></tr></tbody></table>		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	日最高	16.1	17.3	26.7	44.3	63.5	44.9	67.2	64.8	47.4	23.4	36.9	12.3	総降水量	43.1	51.1	102.7	140.9	157.1	166.1	233	180.1	97.4	71.9	92.5	27.3	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																																					
日最高	16.8	18.2	23	37.8	30.1	50.5	81.8	44.3	62.9	35.3	18.8	13.9																																																																					
総降水量	48.6	48.6	94.5	107.7	103.5	176.7	281.2	147.1	178.1	99.9	37.8	37.3																																																																					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																																					
日最高	16.1	17.3	26.7	44.3	63.5	44.9	67.2	64.8	47.4	23.4	36.9	12.3																																																																					
総降水量	43.1	51.1	102.7	140.9	157.1	166.1	233	180.1	97.4	71.9	92.5	27.3																																																																					

項	修正前（素案）	修正後	主な理由等																																																																																																																																																																																																
	3 気象極値 アメダス佐用の観測所資料より、観測史上 1～10 位の値（年間を通じての値）を下表にまとめた。 佐用観測所（兵庫県） 気象庁統計より <table><tr><th>要素名／順位</th><th>1位</th><th>2位</th><th>3位</th><th>4位</th><th>5位</th><th>6位</th><th>7位</th><th>8位</th><th>9位</th><th>10位</th><th>統計期間</th></tr><tr><td>日降水量 (mm)</td><td>326.5 (2008/6/9)</td><td>187.0 (2004/9/29)</td><td>176.0 (1990/9/16)</td><td>160.0 (2011/9/3)</td><td>145.5 (2018/7/6)</td><td>126.0 (1999/9/15)</td><td>124.0 (1999/6/29)</td><td>123.0 (1999/10/17)</td><td>118.0 (1995/7/3)</td><td>117.0 (1985/6/25)</td><td>1976年12月から 2022年11月まで</td></tr><tr><td>日最大10分間降水量 (mm)</td><td>22.5 (2021/7/11)</td><td>20.0 (2019/8/23)</td><td>18.5 (2017/7/29)</td><td>18.0 (2017/7/25)</td><td>17.5 (2021/7/7)</td><td>17.0 (2015/9/1)</td><td>17.0 (2009/6/9)</td><td>16.5 (2019/7/27)</td><td>16.0 (2017/7/7)</td><td>15.5 (2009/7/26)</td><td>2009年2月から 2022年11月まで</td></tr><tr><td>日最大1時間降水量 (mm)</td><td>89.0 (2008/6/9)</td><td>57.0 (1999/9/15)</td><td>55.0 (2004/8/10)</td><td>53.0 (1990/8/17)</td><td>52.0 (2019/7/27)</td><td>50.0 (1978/9/15)</td><td>49.0 (2004/9/29)</td><td>48.0 (2004/8/6)</td><td>44.0 (2010/9/4)</td><td>43.0 (1999/6/29)</td><td>1976年12月から 2022年11月まで</td></tr><tr><td>月降水量の多い方から (mm)</td><td>467.0 (2011/9)</td><td>444.0 (1997/7)</td><td>414.5 (2009/8)</td><td>405.0 (2004/8)</td><td>403.5 (2013/9)</td><td>384.0 (1993/7)</td><td>378.5 (2018/7)</td><td>374.0 (1995/6)</td><td>370.0 (1999/9)</td><td>368.0 (1995/7)</td><td>1976年12月から 2022年10月まで</td></tr><tr><td>月降水量の少ない方から (mm)</td><td>2.0 (2020/8)</td><td>5.0 (1998/11)</td><td>7.0 (2018/11)</td><td>8.0 (1988/12)</td><td>8.5 (2019/11)</td><td>9.0 (1977/2)</td><td>10.0 (1996/1)</td><td>10.0 (1985/1)</td><td>11.0 (2004/1)</td><td>11.0 (1998/12)</td><td>1976年12月から 2022年10月まで</td></tr><tr><td>年降水量の多い方から (mm)</td><td>1,936.0 (2004)</td><td>1,846.0 (1993)</td><td>1,830.0 (1990)</td><td>1,835.5 (2015)</td><td>1,831.0 (2018)</td><td>1,822.0 (2009)</td><td>1,818.0 (1998)</td><td>1,589.5 (2016)</td><td>1,548.0 (2006)</td><td>1,536.5 (2013)</td><td>1976年から 2021年まで</td></tr><tr><td>年降水量の少ない方から (mm)</td><td>870.0 (1994)</td><td>893.0 (2005)</td><td>928.0 (1978)</td><td>939.0 (2002)</td><td>1,086.5 (2019)</td><td>1,142.0 (2008)</td><td>1,142.0 (2000)</td><td>1,170.0 (1996)</td><td>1,178.0 (2007)</td><td>1,183.0 (2020)</td><td>1976年から 2021年まで</td></tr></table> ※佐用観測所は1回統計が切断されていますので直近の期間で抽出しています。	要素名／順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	統計期間	日降水量 (mm)	326.5 (2008/6/9)	187.0 (2004/9/29)	176.0 (1990/9/16)	160.0 (2011/9/3)	145.5 (2018/7/6)	126.0 (1999/9/15)	124.0 (1999/6/29)	123.0 (1999/10/17)	118.0 (1995/7/3)	117.0 (1985/6/25)	1976年12月から 2022年11月まで	日最大10分間降水量 (mm)	22.5 (2021/7/11)	20.0 (2019/8/23)	18.5 (2017/7/29)	18.0 (2017/7/25)	17.5 (2021/7/7)	17.0 (2015/9/1)	17.0 (2009/6/9)	16.5 (2019/7/27)	16.0 (2017/7/7)	15.5 (2009/7/26)	2009年2月から 2022年11月まで	日最大1時間降水量 (mm)	89.0 (2008/6/9)	57.0 (1999/9/15)	55.0 (2004/8/10)	53.0 (1990/8/17)	52.0 (2019/7/27)	50.0 (1978/9/15)	49.0 (2004/9/29)	48.0 (2004/8/6)	44.0 (2010/9/4)	43.0 (1999/6/29)	1976年12月から 2022年11月まで	月降水量の多い方から (mm)	467.0 (2011/9)	444.0 (1997/7)	414.5 (2009/8)	405.0 (2004/8)	403.5 (2013/9)	384.0 (1993/7)	378.5 (2018/7)	374.0 (1995/6)	370.0 (1999/9)	368.0 (1995/7)	1976年12月から 2022年10月まで	月降水量の少ない方から (mm)	2.0 (2020/8)	5.0 (1998/11)	7.0 (2018/11)	8.0 (1988/12)	8.5 (2019/11)	9.0 (1977/2)	10.0 (1996/1)	10.0 (1985/1)	11.0 (2004/1)	11.0 (1998/12)	1976年12月から 2022年10月まで	年降水量の多い方から (mm)	1,936.0 (2004)	1,846.0 (1993)	1,830.0 (1990)	1,835.5 (2015)	1,831.0 (2018)	1,822.0 (2009)	1,818.0 (1998)	1,589.5 (2016)	1,548.0 (2006)	1,536.5 (2013)	1976年から 2021年まで	年降水量の少ない方から (mm)	870.0 (1994)	893.0 (2005)	928.0 (1978)	939.0 (2002)	1,086.5 (2019)	1,142.0 (2008)	1,142.0 (2000)	1,170.0 (1996)	1,178.0 (2007)	1,183.0 (2020)	1976年から 2021年まで	3 気象極値 アメダス佐用の観測所資料より、観測史上 1～10 位の値（年間を通じての値）を下表にまとめた。 アメダス佐用 気象庁統計より <table><tr><th>要素名／順位</th><th>1位</th><th>2位</th><th>3位</th><th>4位</th><th>5位</th><th>6位</th><th>7位</th><th>8位</th><th>9位</th><th>10位</th><th>統計期間</th></tr><tr><td>日降水量 (mm)</td><td>326.5 (2008/6/9)</td><td>187.0 (2004/9/29)</td><td>176.0 (1990/9/16)</td><td>160.0 (2011/9/3)</td><td>147.5 (2024/8/27)</td><td>145.5 (2018/7/6)</td><td>126.0 (1999/9/15)</td><td>124.0 (1999/6/29)</td><td>123.0 (1999/10/17)</td><td>119.5 (2024/5/28)</td><td>1976年12月から 2024年12月まで</td></tr><tr><td>日最大10分間降水量 (mm)</td><td>22.5 (2021/7/11)</td><td>20.0 (2024/8/27)</td><td>20.0 (2019/8/23)</td><td>18.5 (2017/7/29)</td><td>18.0 (2017/7/25)</td><td>17.5 (2021/7/7)</td><td>17.0 (2015/9/1)</td><td>17.0 (2009/6/9)</td><td>16.5 (2019/7/27)</td><td>16.0 (2017/7/7)</td><td>2009年2月から 2024年12月まで</td></tr><tr><td>日最大1時間降水量 (mm)</td><td>89.0 (2008/6/9)</td><td>85.0 (2024/8/27)</td><td>57.0 (1999/9/15)</td><td>55.0 (2004/8/10)</td><td>53.0 (1990/8/17)</td><td>52.0 (2019/7/27)</td><td>50.0 (1978/9/15)</td><td>49.0 (2004/9/29)</td><td>49.0 (2004/8/6)</td><td>44.0 (2010/9/4)</td><td>1976年12月から 2024年12月まで</td></tr><tr><td>月降水量の多い方から (mm)</td><td>467.0 (2011/9)</td><td>444.0 (1997/7)</td><td>414.5 (2009/8)</td><td>405.0 (2004/8)</td><td>403.5 (2013/9)</td><td>384.0 (1993/7)</td><td>378.5 (2018/7)</td><td>374.0 (1995/6)</td><td>370.0 (1999/9)</td><td>368.0 (1995/7)</td><td>1976年12月から 2024年12月まで</td></tr><tr><td>月降水量の少ない方から (mm)</td><td>2.0 (2020/8)</td><td>5.0 (1998/11)</td><td>7.0 (2018/11)</td><td>8.0 (1988/12)</td><td>8.5 (2019/11)</td><td>9.0 (1977/2)</td><td>9.5 (2024/12)</td><td>10.0 (1996/1)</td><td>10.0 (1985/1)</td><td>11.0 (2004/1)</td><td>1976年12月から 2024年12月まで</td></tr><tr><td>年降水量の多い方から (mm)</td><td>1,936 (2004)</td><td>1,846 (1993)</td><td>1,830 (1990)</td><td>1,699.5 (2024)</td><td>1,635.5 (2015)</td><td>1,631 (2018)</td><td>1,622 (2009)</td><td>1,618 (1998)</td><td>1,589.5 (2016)</td><td>1,546 (2006)</td><td>1976年から 2024年まで</td></tr><tr><td>年降水量の少ない方から (mm)</td><td>870 (1994)</td><td>893 (2005)</td><td>928 (1978)</td><td>939 (2002)</td><td>1,056 (2022)</td><td>1,086.5 (2019)</td><td>1,142 (2008)</td><td>1,142 (2000)</td><td>1,170 (1996)</td><td>1,178 (2007)</td><td>1976年から 2024年まで</td></tr></table> ※アメダス佐用は1回統計が切断されていますので直近の期間で抽出しています。	要素名／順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	統計期間	日降水量 (mm)	326.5 (2008/6/9)	187.0 (2004/9/29)	176.0 (1990/9/16)	160.0 (2011/9/3)	147.5 (2024/8/27)	145.5 (2018/7/6)	126.0 (1999/9/15)	124.0 (1999/6/29)	123.0 (1999/10/17)	119.5 (2024/5/28)	1976年12月から 2024年12月まで	日最大10分間降水量 (mm)	22.5 (2021/7/11)	20.0 (2024/8/27)	20.0 (2019/8/23)	18.5 (2017/7/29)	18.0 (2017/7/25)	17.5 (2021/7/7)	17.0 (2015/9/1)	17.0 (2009/6/9)	16.5 (2019/7/27)	16.0 (2017/7/7)	2009年2月から 2024年12月まで	日最大1時間降水量 (mm)	89.0 (2008/6/9)	85.0 (2024/8/27)	57.0 (1999/9/15)	55.0 (2004/8/10)	53.0 (1990/8/17)	52.0 (2019/7/27)	50.0 (1978/9/15)	49.0 (2004/9/29)	49.0 (2004/8/6)	44.0 (2010/9/4)	1976年12月から 2024年12月まで	月降水量の多い方から (mm)	467.0 (2011/9)	444.0 (1997/7)	414.5 (2009/8)	405.0 (2004/8)	403.5 (2013/9)	384.0 (1993/7)	378.5 (2018/7)	374.0 (1995/6)	370.0 (1999/9)	368.0 (1995/7)	1976年12月から 2024年12月まで	月降水量の少ない方から (mm)	2.0 (2020/8)	5.0 (1998/11)	7.0 (2018/11)	8.0 (1988/12)	8.5 (2019/11)	9.0 (1977/2)	9.5 (2024/12)	10.0 (1996/1)	10.0 (1985/1)	11.0 (2004/1)	1976年12月から 2024年12月まで	年降水量の多い方から (mm)	1,936 (2004)	1,846 (1993)	1,830 (1990)	1,699.5 (2024)	1,635.5 (2015)	1,631 (2018)	1,622 (2009)	1,618 (1998)	1,589.5 (2016)	1,546 (2006)	1976年から 2024年まで	年降水量の少ない方から (mm)	870 (1994)	893 (2005)	928 (1978)	939 (2002)	1,056 (2022)	1,086.5 (2019)	1,142 (2008)	1,142 (2000)	1,170 (1996)	1,178 (2007)	1976年から 2024年まで	
要素名／順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	統計期間																																																																																																																																																																																								
日降水量 (mm)	326.5 (2008/6/9)	187.0 (2004/9/29)	176.0 (1990/9/16)	160.0 (2011/9/3)	145.5 (2018/7/6)	126.0 (1999/9/15)	124.0 (1999/6/29)	123.0 (1999/10/17)	118.0 (1995/7/3)	117.0 (1985/6/25)	1976年12月から 2022年11月まで																																																																																																																																																																																								
日最大10分間降水量 (mm)	22.5 (2021/7/11)	20.0 (2019/8/23)	18.5 (2017/7/29)	18.0 (2017/7/25)	17.5 (2021/7/7)	17.0 (2015/9/1)	17.0 (2009/6/9)	16.5 (2019/7/27)	16.0 (2017/7/7)	15.5 (2009/7/26)	2009年2月から 2022年11月まで																																																																																																																																																																																								
日最大1時間降水量 (mm)	89.0 (2008/6/9)	57.0 (1999/9/15)	55.0 (2004/8/10)	53.0 (1990/8/17)	52.0 (2019/7/27)	50.0 (1978/9/15)	49.0 (2004/9/29)	48.0 (2004/8/6)	44.0 (2010/9/4)	43.0 (1999/6/29)	1976年12月から 2022年11月まで																																																																																																																																																																																								
月降水量の多い方から (mm)	467.0 (2011/9)	444.0 (1997/7)	414.5 (2009/8)	405.0 (2004/8)	403.5 (2013/9)	384.0 (1993/7)	378.5 (2018/7)	374.0 (1995/6)	370.0 (1999/9)	368.0 (1995/7)	1976年12月から 2022年10月まで																																																																																																																																																																																								
月降水量の少ない方から (mm)	2.0 (2020/8)	5.0 (1998/11)	7.0 (2018/11)	8.0 (1988/12)	8.5 (2019/11)	9.0 (1977/2)	10.0 (1996/1)	10.0 (1985/1)	11.0 (2004/1)	11.0 (1998/12)	1976年12月から 2022年10月まで																																																																																																																																																																																								
年降水量の多い方から (mm)	1,936.0 (2004)	1,846.0 (1993)	1,830.0 (1990)	1,835.5 (2015)	1,831.0 (2018)	1,822.0 (2009)	1,818.0 (1998)	1,589.5 (2016)	1,548.0 (2006)	1,536.5 (2013)	1976年から 2021年まで																																																																																																																																																																																								
年降水量の少ない方から (mm)	870.0 (1994)	893.0 (2005)	928.0 (1978)	939.0 (2002)	1,086.5 (2019)	1,142.0 (2008)	1,142.0 (2000)	1,170.0 (1996)	1,178.0 (2007)	1,183.0 (2020)	1976年から 2021年まで																																																																																																																																																																																								
要素名／順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	統計期間																																																																																																																																																																																								
日降水量 (mm)	326.5 (2008/6/9)	187.0 (2004/9/29)	176.0 (1990/9/16)	160.0 (2011/9/3)	147.5 (2024/8/27)	145.5 (2018/7/6)	126.0 (1999/9/15)	124.0 (1999/6/29)	123.0 (1999/10/17)	119.5 (2024/5/28)	1976年12月から 2024年12月まで																																																																																																																																																																																								
日最大10分間降水量 (mm)	22.5 (2021/7/11)	20.0 (2024/8/27)	20.0 (2019/8/23)	18.5 (2017/7/29)	18.0 (2017/7/25)	17.5 (2021/7/7)	17.0 (2015/9/1)	17.0 (2009/6/9)	16.5 (2019/7/27)	16.0 (2017/7/7)	2009年2月から 2024年12月まで																																																																																																																																																																																								
日最大1時間降水量 (mm)	89.0 (2008/6/9)	85.0 (2024/8/27)	57.0 (1999/9/15)	55.0 (2004/8/10)	53.0 (1990/8/17)	52.0 (2019/7/27)	50.0 (1978/9/15)	49.0 (2004/9/29)	49.0 (2004/8/6)	44.0 (2010/9/4)	1976年12月から 2024年12月まで																																																																																																																																																																																								
月降水量の多い方から (mm)	467.0 (2011/9)	444.0 (1997/7)	414.5 (2009/8)	405.0 (2004/8)	403.5 (2013/9)	384.0 (1993/7)	378.5 (2018/7)	374.0 (1995/6)	370.0 (1999/9)	368.0 (1995/7)	1976年12月から 2024年12月まで																																																																																																																																																																																								
月降水量の少ない方から (mm)	2.0 (2020/8)	5.0 (1998/11)	7.0 (2018/11)	8.0 (1988/12)	8.5 (2019/11)	9.0 (1977/2)	9.5 (2024/12)	10.0 (1996/1)	10.0 (1985/1)	11.0 (2004/1)	1976年12月から 2024年12月まで																																																																																																																																																																																								
年降水量の多い方から (mm)	1,936 (2004)	1,846 (1993)	1,830 (1990)	1,699.5 (2024)	1,635.5 (2015)	1,631 (2018)	1,622 (2009)	1,618 (1998)	1,589.5 (2016)	1,546 (2006)	1976年から 2024年まで																																																																																																																																																																																								
年降水量の少ない方から (mm)	870 (1994)	893 (2005)	928 (1978)	939 (2002)	1,056 (2022)	1,086.5 (2019)	1,142 (2008)	1,142 (2000)	1,170 (1996)	1,178 (2007)	1976年から 2024年まで																																																																																																																																																																																								
第 1 編 第 3 章 第 2 節 (P18-P19)	第 1 款 人口・世帯 (修正箇所のみ) 住民基本台帳による佐用町の人口は令和4 年 3 月末 現在 15,701 人、6,797 世帯（外国人含む）となっ ている。	第 1 款 人口・世帯 (修正箇所のみ) 住民基本台帳による佐用町の人口は令和6 年 3 月末 現在 14,938 人、6,766 世帯（外国人含む）となっ ている。	時点修正のため																																																																																																																																																																																																
第 1 編 第 3 章 第 3 節 (P47)	1 県内の災害 (修正箇所のみ) 平成 21 年台風第 9 号による災害では県下の死者 20 人、行方不明者 2 人を記録し、風水害が過去のもの でないことを再認識させた。	1 県内の災害 (修正箇所のみ) 平成 21 年台風第 9 号による災害では県下の死者 20 人、行方不明者 2 人を記録。大雨や短時間強雨の頻 度、強度は増大してきており、注意が必要である。	文書変更のため																																																																																																																																																																																																

項	修正前（素案）	修正後	主な理由等
第1編 第3章 第4節 (P50)	(1) 道路施設 (中略) ②千種川流域 (修正箇所のみ) 県道 <u>53 号</u>	(1) 道路施設 (中略) ②千種川流域 (修正箇所のみ) 県道 矢栗下徳久線	記載名統一のため
	県道 <u>368 号</u>	県道 吉永下徳久線	記載名統一のため
	県道 <u>154 号</u>	県道 千種新宮線	記載名統一のため
	県道 <u>433 号</u>	県道 塩田三日月線	記載名統一のため
第1編 第3章 第4節 (P52)	4 土砂災害 (1) 危険箇所等の定義 ①土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (表内：修正箇所のみ) 土砂災害特別警戒区域 土石流(<u>120</u> 箇所) 急傾斜地の崩壊(<u>460</u> 箇所)	4 土砂災害 (1) 危険箇所等の定義 ①土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (表内：修正箇所のみ) 土砂災害特別警戒区域 土石流(<u>118</u> 箇所) 急傾斜地の崩壊(<u>457</u> 箇所)	箇所数変更のため
第1編 第3章 第4節 (P53)	②山地災害危険地区 (表内) 崩壊土砂流出危険地区(<u>378</u> 箇所)	②山地災害危険地区 (表内) 崩壊土砂流出危険地区(<u>442</u> 箇所)	箇所数追加のため
第1編 第3章 第4節 (P53)	③土砂災害危険箇所 (全て)	(削除)	別添「佐用町地域防災計画（風水害編）」改定のポイント「②土砂災害に関する取り扱いについて」参照
第1編 第3章 第4節 (P53)	④法指定区域（地すべり防止区域等） (表内：修正箇所のみ) 急傾斜地崩壊危険区域(<u>31</u> 箇所) ⑤表層崩壊及び深層崩壊	③法指定区域（地すべり防止区域等） (表内：修正箇所のみ) 急傾斜地崩壊危険区域(<u>34</u> 箇所) ④表層崩壊及び深層崩壊	・前項削除による項番繰り上げのため ・箇所数変更のため

項	修正前（素案）	修正後	主な理由等
第1編 第3章 第4節 (P53)	(2) 基礎調査 「土砂災害危険箇所」の基礎調査では1/25,000地形図を使用し土砂災害のおそれのある箇所を把握していますが、「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」の基礎調査では最新の航空写真から作成した1/2,500地形図を使用し土砂災害のおそれのある地域を把握しているため、調査精度は大幅に向上しています。したがって、「土砂災害危険箇所」で示した範囲と、「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」で示した範囲とは異なる場合があります。	(2) 基礎調査 「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」の基礎調査では最新の航空写真から作成した1/2,500地形図を使用し土砂災害のおそれのある地域を把握している。	別添「佐用町地域防災計画（風水害編）」改定のポイント「②土砂災害に関する取り扱いについて」参照
第1編 第3章 第4節 (P53)	(3) 土砂災害想定 「土砂災害特別警戒区域」は、急傾斜地の崩落460箇所、土石流120箇所の指定がある。<u>砂防三法に基づき、国土交通省が調査する「土砂災害危険箇所」は、土石流危険渓流396箇所、地すべり危険箇所9箇所、急傾斜地崩壊危険箇所547箇所ある。</u>また、林野庁の山地災害危険地区調査による「山地災害危険地区（山腹崩壊）」は197箇所、山地災害危険地区（崩壊土砂流出）は378箇所、地すべり危険地区は10箇所ある。 このように佐用町の多くの地域は「土砂災害警戒区域」、「土砂災害危険箇所」、「土砂災害特別警戒区域」、「山地災害危険地区」に指定されており、雨量等の状況により、広範囲に土砂災害の危険が予想される。	(3) 土砂災害想定 「土砂災害特別警戒区域」は、急傾斜地の崩落457箇所、土石流118箇所の指定がある。また、林野庁の山地災害危険地区調査による「山地災害危険地区（山腹崩壊）」は197箇所、山地災害危険地区（崩壊土砂流出）は442箇所、地すべり危険地区は10箇所ある。 このように佐用町の多くの地域は「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」、「山地災害危険地区」に指定されており、雨量等の状況により、広範囲に土砂災害の危険が予想される。	・箇所数変更のため ・「土砂災害危険箇所」関係箇所削除のため

項	修正前（素案）	修正後	主な理由等																																																																																																																																																																															
第 1 編 第 3 章 第 5 節 (P55)	■ 佐用町の災害危険箇所（出典：県防災計画資料編など） <table><tr><th colspan="2">地域</th><th>佐用地域</th><th>上月地域</th><th>南光地域</th><th>三日月地域</th><th>合 計</th></tr><tr><th>区分</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td colspan="2">重要水防箇所（国・県）</td><td>1</td><td>0</td><td>5</td><td>6</td><td>12</td></tr><tr><td rowspan="3">土 砂 災 害 特別警戒区域 (R4. 11. 30)</td><td>土石流</td><td>50</td><td>37</td><td>17</td><td>16</td><td>120</td></tr><tr><td>急傾斜地</td><td>145</td><td>146</td><td>94</td><td>75</td><td>460</td></tr><tr><td>地すべり</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td rowspan="3">土 砂 災 害 警 戒 区 域 (R4. 11. 30)</td><td>土石流</td><td>161</td><td>114</td><td>62</td><td>59</td><td>396</td></tr><tr><td>急傾斜地</td><td>167</td><td>184</td><td>113</td><td>85</td><td>549</td></tr><tr><td>地すべり</td><td>4</td><td>4</td><td>1</td><td>0</td><td>9</td></tr><tr><td rowspan="3">山 地 災 害 危 険 地 区 (R3. 4. 1)</td><td>山腹崩壊危険地区</td><td>92</td><td>52</td><td>25</td><td>28</td><td>197</td></tr><tr><td>崩壊土砂流出危険地区</td><td>151</td><td>100</td><td>70</td><td>57</td><td>378</td></tr><tr><td>地すべり危険地区</td><td>3</td><td>5</td><td>0</td><td>2</td><td>10</td></tr><tr><td rowspan="3">土 砂 災 害 危 険 箇 所 (R3. 9. 3)</td><td>土石流危険渓流</td><td>161</td><td>113</td><td>63</td><td>59</td><td>396</td></tr><tr><td>地すべり危険箇所</td><td>4</td><td>4</td><td>1</td><td>0</td><td>9</td></tr><tr><td>急傾斜地崩壊危険箇所</td><td>164</td><td>188</td><td>111</td><td>84</td><td>547</td></tr></table>	地域		佐用地域	上月地域	南光地域	三日月地域	合 計	区分							重要水防箇所（国・県）		1	0	5	6	12	土 砂 災 害 特別警戒区域 (R4. 11. 30)	土石流	50	37	17	16	120	急傾斜地	145	146	94	75	460	地すべり	0	0	0	0	0	土 砂 災 害 警 戒 区 域 (R4. 11. 30)	土石流	161	114	62	59	396	急傾斜地	167	184	113	85	549	地すべり	4	4	1	0	9	山 地 災 害 危 険 地 区 (R3. 4. 1)	山腹崩壊危険地区	92	52	25	28	197	崩壊土砂流出危険地区	151	100	70	57	378	地すべり危険地区	3	5	0	2	10	土 砂 災 害 危 険 箇 所 (R3. 9. 3)	土石流危険渓流	161	113	63	59	396	地すべり危険箇所	4	4	1	0	9	急傾斜地崩壊危険箇所	164	188	111	84	547	■ 佐用町の災害危険箇所（出典：県防災計画資料編など） <table><tr><th colspan="2">地域</th><th>佐用地域</th><th>上月地域</th><th>南光地域</th><th>三日月地域</th><th>合 計</th></tr><tr><th>区分</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td colspan="2">重要水防箇所（国・県）</td><td>1</td><td>0</td><td>5</td><td>6</td><td>12</td></tr><tr><td rowspan="3">土 砂 災 害 特別警戒区域 (R6. 8. 30)</td><td>土石流</td><td>49</td><td>36</td><td>16</td><td>17</td><td>118</td></tr><tr><td>急傾斜地</td><td>145</td><td>143</td><td>92</td><td>77</td><td>457</td></tr><tr><td>地すべり</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td rowspan="3">土 砂 災 害 警 戒 区 域 (R6. 8. 30)</td><td>土石流</td><td>161</td><td>113</td><td>62</td><td>60</td><td>396</td></tr><tr><td>急傾斜地</td><td>167</td><td>181</td><td>113</td><td>88</td><td>549</td></tr><tr><td>地すべり</td><td>4</td><td>4</td><td>1</td><td>0</td><td>9</td></tr><tr><td rowspan="3">山 地 災 害 危 険 地 区 (R6. 8. 30)</td><td>山腹崩壊危険地区</td><td>92</td><td>52</td><td>25</td><td>28</td><td>197</td></tr><tr><td>崩壊土砂流出危険地区</td><td>175</td><td>125</td><td>79</td><td>63</td><td>442</td></tr><tr><td>地すべり危険地区</td><td>3</td><td>5</td><td>0</td><td>2</td><td>10</td></tr></table>	地域		佐用地域	上月地域	南光地域	三日月地域	合 計	区分							重要水防箇所（国・県）		1	0	5	6	12	土 砂 災 害 特別警戒区域 (R6. 8. 30)	土石流	49	36	16	17	118	急傾斜地	145	143	92	77	457	地すべり	0	0	0	0	0	土 砂 災 害 警 戒 区 域 (R6. 8. 30)	土石流	161	113	62	60	396	急傾斜地	167	181	113	88	549	地すべり	4	4	1	0	9	山 地 災 害 危 険 地 区 (R6. 8. 30)	山腹崩壊危険地区	92	52	25	28	197	崩壊土砂流出危険地区	175	125	79	63	442	地すべり危険地区	3	5	0	2	10	箇所数変更等のため
地域		佐用地域	上月地域	南光地域	三日月地域	合 計																																																																																																																																																																												
区分																																																																																																																																																																																		
重要水防箇所（国・県）		1	0	5	6	12																																																																																																																																																																												
土 砂 災 害 特別警戒区域 (R4. 11. 30)	土石流	50	37	17	16	120																																																																																																																																																																												
	急傾斜地	145	146	94	75	460																																																																																																																																																																												
	地すべり	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																												
土 砂 災 害 警 戒 区 域 (R4. 11. 30)	土石流	161	114	62	59	396																																																																																																																																																																												
	急傾斜地	167	184	113	85	549																																																																																																																																																																												
	地すべり	4	4	1	0	9																																																																																																																																																																												
山 地 災 害 危 険 地 区 (R3. 4. 1)	山腹崩壊危険地区	92	52	25	28	197																																																																																																																																																																												
	崩壊土砂流出危険地区	151	100	70	57	378																																																																																																																																																																												
	地すべり危険地区	3	5	0	2	10																																																																																																																																																																												
土 砂 災 害 危 険 箇 所 (R3. 9. 3)	土石流危険渓流	161	113	63	59	396																																																																																																																																																																												
	地すべり危険箇所	4	4	1	0	9																																																																																																																																																																												
	急傾斜地崩壊危険箇所	164	188	111	84	547																																																																																																																																																																												
地域		佐用地域	上月地域	南光地域	三日月地域	合 計																																																																																																																																																																												
区分																																																																																																																																																																																		
重要水防箇所（国・県）		1	0	5	6	12																																																																																																																																																																												
土 砂 災 害 特別警戒区域 (R6. 8. 30)	土石流	49	36	16	17	118																																																																																																																																																																												
	急傾斜地	145	143	92	77	457																																																																																																																																																																												
	地すべり	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																												
土 砂 災 害 警 戒 区 域 (R6. 8. 30)	土石流	161	113	62	60	396																																																																																																																																																																												
	急傾斜地	167	181	113	88	549																																																																																																																																																																												
	地すべり	4	4	1	0	9																																																																																																																																																																												
山 地 災 害 危 険 地 区 (R6. 8. 30)	山腹崩壊危険地区	92	52	25	28	197																																																																																																																																																																												
	崩壊土砂流出危険地区	175	125	79	63	442																																																																																																																																																																												
	地すべり危険地区	3	5	0	2	10																																																																																																																																																																												
	第 2 款 法指定区域 ■ 佐用町の法指定区域（出典：県防災計画資料編） <table><tr><th colspan="2">地域</th><th>佐用地域</th><th>上月地域</th><th>南光地域</th><th>三日月地域</th><th>合 計</th></tr><tr><th>区分</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td colspan="2">災害危険区域（建築基準法 39 条）</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td colspan="2">土砂災害危険区域</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td colspan="2">地すべり防止区域</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td colspan="2">急傾斜地崩壊危険区域</td><td>12</td><td>7</td><td>6</td><td>6</td><td>31</td></tr><tr><td colspan="2">宅地造成工事規制区域</td><td>2,795ha</td><td>1,305ha</td><td>749ha</td><td>1,059h</td><td>5,908ha</td></tr></table>	地域		佐用地域	上月地域	南光地域	三日月地域	合 計	区分							災害危険区域（建築基準法 39 条）		0	0	0	0	0	土砂災害危険区域		0	0	0	0	0	地すべり防止区域		1	0	1	0	2	急傾斜地崩壊危険区域		12	7	6	6	31	宅地造成工事規制区域		2,795ha	1,305ha	749ha	1,059h	5,908ha	第 2 款 法指定区域 ■ 佐用町の法指定区域（出典：県防災計画資料編） <table><tr><th colspan="2">地域</th><th>佐用地域</th><th>上月地域</th><th>南光地域</th><th>三日月地域</th><th>合 計</th></tr><tr><th>区分</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td colspan="2">災害危険区域（建築基準法 39 条）</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td colspan="2">土砂災害危険区域</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td colspan="2">地すべり防止区域</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td colspan="2">急傾斜地崩壊危険区域</td><td>15</td><td>6</td><td>6</td><td>7</td><td>34</td></tr><tr><td colspan="2">宅地造成工事規制区域</td><td>2,795ha</td><td>1,305ha</td><td>749ha</td><td>1,059h</td><td>5,908ha</td></tr></table>	地域		佐用地域	上月地域	南光地域	三日月地域	合 計	区分							災害危険区域（建築基準法 39 条）		0	0	0	0	0	土砂災害危険区域		0	0	0	0	0	地すべり防止区域		1	0	1	0	2	急傾斜地崩壊危険区域		15	6	6	7	34	宅地造成工事規制区域		2,795ha	1,305ha	749ha	1,059h	5,908ha	箇所数変更のため																																																																													
地域		佐用地域	上月地域	南光地域	三日月地域	合 計																																																																																																																																																																												
区分																																																																																																																																																																																		
災害危険区域（建築基準法 39 条）		0	0	0	0	0																																																																																																																																																																												
土砂災害危険区域		0	0	0	0	0																																																																																																																																																																												
地すべり防止区域		1	0	1	0	2																																																																																																																																																																												
急傾斜地崩壊危険区域		12	7	6	6	31																																																																																																																																																																												
宅地造成工事規制区域		2,795ha	1,305ha	749ha	1,059h	5,908ha																																																																																																																																																																												
地域		佐用地域	上月地域	南光地域	三日月地域	合 計																																																																																																																																																																												
区分																																																																																																																																																																																		
災害危険区域（建築基準法 39 条）		0	0	0	0	0																																																																																																																																																																												
土砂災害危険区域		0	0	0	0	0																																																																																																																																																																												
地すべり防止区域		1	0	1	0	2																																																																																																																																																																												
急傾斜地崩壊危険区域		15	6	6	7	34																																																																																																																																																																												
宅地造成工事規制区域		2,795ha	1,305ha	749ha	1,059h	5,908ha																																																																																																																																																																												
	■ 西播磨管内の砂防指定地（出典：県防災計画資料編） <table><tr><th>県民局</th><th>所管事務所</th><th>箇所数</th><th>面積（ha）</th></tr><tr><td>西播磨県民局</td><td>光都土木事務所</td><td>278</td><td>2,911.65</td></tr></table>	県民局	所管事務所	箇所数	面積（ha）	西播磨県民局	光都土木事務所	278	2,911.65	■ 西播磨管内の砂防指定地（出典：県防災計画資料編） <table><tr><th>県民局</th><th>所管事務所</th><th>箇所数</th><th>面積（ha）</th></tr><tr><td>西播磨県民局</td><td>光都土木事務所</td><td>281</td><td>2,913.73</td></tr></table>	県民局	所管事務所	箇所数	面積（ha）	西播磨県民局	光都土木事務所	281	2,913.73	箇所数変更のため																																																																																																																																																															
県民局	所管事務所	箇所数	面積（ha）																																																																																																																																																																															
西播磨県民局	光都土木事務所	278	2,911.65																																																																																																																																																																															
県民局	所管事務所	箇所数	面積（ha）																																																																																																																																																																															
西播磨県民局	光都土木事務所	281	2,913.73																																																																																																																																																																															

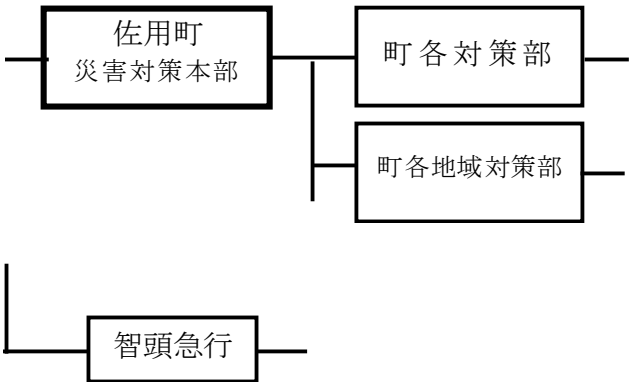
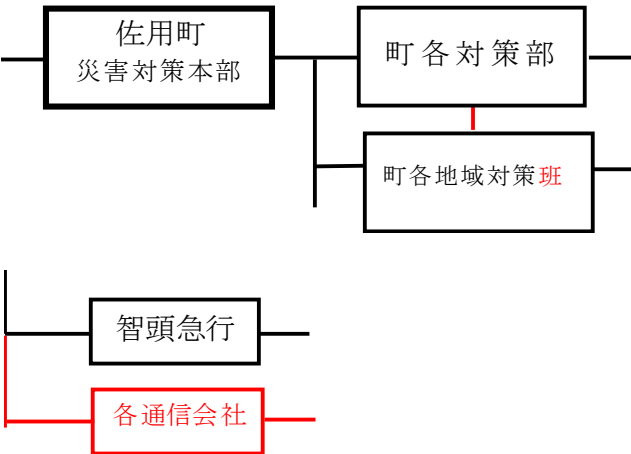
項	修正前（素案）	修正後	主な理由等																																										
第2編 第1章 第1節 (P56)	第1節 災害対策に関する事前の備え （修正箇所のみ） 2.2 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の活用	第1節 災害対策に関する事前の備え （修正箇所のみ） <u>2.2 要配慮者利用施設の避難確保対策</u> <u>2.3 重要施設の防災対策</u> <u>2.4</u> 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の活用	項目追加のため																																										
第2編 第2章 第4節 (P62-P63)	(2) 災害時の相互応援協定等 （修正箇所のみ） <table><tr><th>応援協定・覚書名称</th><th>締結年月日</th><th>締結相手先</th></tr><tr><td>兵庫・岡山両県境隣接市町村における災害応急対策活動の相互応援に関する協定</td><td>H8.7.1</td><td>兵庫県2市2町 岡山県2市1村</td></tr><tr><td>西播磨地域災害時等相互応援に関する協定</td><td>H18.3.27</td><td>西播磨地域5市6町</td></tr><tr><td>播磨広域連携防災協定</td><td>H24.8.30</td><td>播磨地域12市9町</td></tr></table>	応援協定・覚書名称	締結年月日	締結相手先	兵庫・岡山両県境隣接市町村における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	H8.7.1	兵庫県2市2町 岡山県2市1村	西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	H18.3.27	西播磨地域5市6町	播磨広域連携防災協定	H24.8.30	播磨地域12市9町	(2) 災害時の相互応援協定等 （修正箇所のみ） <table><tr><th>応援協定・覚書名称</th><th>締結年月日</th><th>締結相手先</th></tr><tr><td>兵庫・岡山両県境隣接市町村における災害応急対策活動の相互応援に関する協定</td><td>H8.7.1</td><td>兵庫県2市1町 岡山県2市1村</td></tr><tr><td>西播磨地域災害時等相互応援に関する協定</td><td>H18.3.27</td><td>西播磨地域5市5町</td></tr><tr><td>播磨広域防災連携協定</td><td>H24.8.30</td><td>播磨地域13市8町</td></tr></table>	応援協定・覚書名称	締結年月日	締結相手先	兵庫・岡山両県境隣接市町村における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	H8.7.1	兵庫県2市1町 岡山県2市1村	西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	H18.3.27	西播磨地域5市5町	播磨広域防災連携協定	H24.8.30	播磨地域13市8町	締結相手先の自治体数に佐用町を含めていたため																		
応援協定・覚書名称	締結年月日	締結相手先																																											
兵庫・岡山両県境隣接市町村における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	H8.7.1	兵庫県2市2町 岡山県2市1村																																											
西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	H18.3.27	西播磨地域5市6町																																											
播磨広域連携防災協定	H24.8.30	播磨地域12市9町																																											
応援協定・覚書名称	締結年月日	締結相手先																																											
兵庫・岡山両県境隣接市町村における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	H8.7.1	兵庫県2市1町 岡山県2市1村																																											
西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	H18.3.27	西播磨地域5市5町																																											
播磨広域防災連携協定	H24.8.30	播磨地域13市8町																																											
第2編 第2章 第4節 (P64-P65)	■ 関係機関との応援協定等 （修正箇所のみ） <table><tr><th>応援協定名称</th><th>締結年月日</th><th>締結相手先</th></tr><tr><td>生活物資の確保及び供給に関する協定</td><td>H18.12.01</td><td>マックスバリュ西日本株式会社</td></tr><tr><td>災害時等における相互協力に関する協定</td><td>H24.03.08</td><td>西日本高速道路株式会社 関西支社福岡管理事務所 中国支社津山高速道路事務所</td></tr><tr><td>災害に係る情報発信等に関する協定</td><td>H24.05.09</td><td>ヤフー株式会社</td></tr><tr><td>播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定</td><td>H25.05.31</td><td>播磨地域の12市9町 日本郵便株式会社</td></tr><tr><td>災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書</td><td>R4.3.16</td><td>関西電力送配電株式会社兵庫支社</td></tr></table>	応援協定名称	締結年月日	締結相手先	生活物資の確保及び供給に関する協定	H18.12.01	マックスバリュ西日本株式会社	災害時等における相互協力に関する協定	H24.03.08	西日本高速道路株式会社 関西支社福岡管理事務所 中国支社津山高速道路事務所	災害に係る情報発信等に関する協定	H24.05.09	ヤフー株式会社	播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	H25.05.31	播磨地域の12市9町 日本郵便株式会社	災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	R4.3.16	関西電力送配電株式会社兵庫支社	■ 関係機関との応援協定等 （修正箇所のみ） <table><tr><th>応援協定名称</th><th>締結年月日</th><th>締結相手先</th></tr><tr><td>生活物資の確保及び供給に関する協定</td><td>H18.12.01</td><td>マックスバリュ西日本株式会社 <u>(現:株式会社フジ)</u></td></tr><tr><td>災害時等における相互協力に関する協定</td><td>H24.03.08</td><td>西日本高速道路株式会社 関西支社福岡管理事務所 <u>(現:福岡高速道路事務所)</u>、 中国支社津山高速道路事務所</td></tr><tr><td>災害に係る情報発信等に関する協定</td><td>H24.05.09</td><td>ヤフー株式会社 <u>(現:LINE ヤフー株式会社)</u></td></tr><tr><td>播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定</td><td>H25.05.31</td><td>日本郵便株式会社</td></tr><tr><td>災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書</td><td>R4.3.16</td><td>関西電力送配電株式会社兵庫支社 <u>(現:姫路本部)</u></td></tr><tr><td><u>災害時における支援協力に関する協定</u></td><td><u>R6.2.14</u></td><td><u>兵庫県石油商業組合</u></td></tr><tr><td><u>災害時における被災者相談業務の実施に関する協定</u></td><td><u>R6.4.4</u></td><td><u>兵庫県司法書士会</u></td></tr></table>	応援協定名称	締結年月日	締結相手先	生活物資の確保及び供給に関する協定	H18.12.01	マックスバリュ西日本株式会社 <u>(現:株式会社フジ)</u>	災害時等における相互協力に関する協定	H24.03.08	西日本高速道路株式会社 関西支社福岡管理事務所 <u>(現:福岡高速道路事務所)</u> 、 中国支社津山高速道路事務所	災害に係る情報発信等に関する協定	H24.05.09	ヤフー株式会社 <u>(現:LINE ヤフー株式会社)</u>	播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	H25.05.31	日本郵便株式会社	災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	R4.3.16	関西電力送配電株式会社兵庫支社 <u>(現:姫路本部)</u>	<u>災害時における支援協力に関する協定</u>	<u>R6.2.14</u>	<u>兵庫県石油商業組合</u>	<u>災害時における被災者相談業務の実施に関する協定</u>	<u>R6.4.4</u>	<u>兵庫県司法書士会</u>	・組織名変更のため ・締結相手先の自治体数に佐用町を含めていたため ・新たに協定締結を行ったため
応援協定名称	締結年月日	締結相手先																																											
生活物資の確保及び供給に関する協定	H18.12.01	マックスバリュ西日本株式会社																																											
災害時等における相互協力に関する協定	H24.03.08	西日本高速道路株式会社 関西支社福岡管理事務所 中国支社津山高速道路事務所																																											
災害に係る情報発信等に関する協定	H24.05.09	ヤフー株式会社																																											
播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	H25.05.31	播磨地域の12市9町 日本郵便株式会社																																											
災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	R4.3.16	関西電力送配電株式会社兵庫支社																																											
応援協定名称	締結年月日	締結相手先																																											
生活物資の確保及び供給に関する協定	H18.12.01	マックスバリュ西日本株式会社 <u>(現:株式会社フジ)</u>																																											
災害時等における相互協力に関する協定	H24.03.08	西日本高速道路株式会社 関西支社福岡管理事務所 <u>(現:福岡高速道路事務所)</u> 、 中国支社津山高速道路事務所																																											
災害に係る情報発信等に関する協定	H24.05.09	ヤフー株式会社 <u>(現:LINE ヤフー株式会社)</u>																																											
播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	H25.05.31	日本郵便株式会社																																											
災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	R4.3.16	関西電力送配電株式会社兵庫支社 <u>(現:姫路本部)</u>																																											
<u>災害時における支援協力に関する協定</u>	<u>R6.2.14</u>	<u>兵庫県石油商業組合</u>																																											
<u>災害時における被災者相談業務の実施に関する協定</u>	<u>R6.4.4</u>	<u>兵庫県司法書士会</u>																																											

項	修正前（素案）	修正後	主な理由等
第2編 第2章 第10節 (P73)	第10節 ライフライン関係施設との連絡体制等 （修正箇所のみ） 2 水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という）は、風水害による断水・減水をできるだけ少なくするため、重要施設について被災を最小限に抑えるための計画をたて、施設の新設・拡張・改良計画にあわせて計画的な整備に努める。	第10節 ライフライン関係施設との連絡体制等 （修正箇所のみ） 2 水道事業者は、風水害による断水・減水をできるだけ少なくするため、重要施設について被災を最小限に抑えるための計画をたて、施設の新設・拡張・改良計画にあわせて計画的な整備に努める。	項目修正のため
第2編 第2章 第12節 (P75)	6 留意事項 （修正箇所のみ） ○自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、 <u>コロナ禍での自宅療養者等</u> の避難先として活用する可能性もあることから、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。	6 留意事項 （修正箇所のみ） ○自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、 <u>新型コロナウイルス感染症等感染症患者</u> の避難先として活用する可能性もあることから、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。 <u>○要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u>	県計画修正のため
第2編 第2章 第13節 (P75-P76)	第1款 施設、設備の整備 （修正箇所のみ） 避難所には、災害時においても最低限の住民生活を維持し、避難生活や管理運営を良好に行うことが出来る設備（避難者スペース、ライフラインの確保、備蓄倉庫、物資の備蓄、情報収集機器、非常用発電機等）を整備するなど、計画的に施設整備を推進する。 避難所の施設・設備の整備に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮することとする。	第1款 施設、設備の整備 （修正箇所のみ） 避難所には、災害時においても最低限の住民生活を維持し、避難生活や管理運営を良好に行うことが出来る設備（避難者スペース、ライフラインの確保、備蓄倉庫、物資の備蓄、情報収集機器、 <u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた</u> 非常用発電機等）を整備するなど、計画的に施設整備を推進する。 避難所の施設・設備の整備に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者 <u>および家庭動物と同行避難した被災者に</u> 十分配慮することとする。	県計画修正のため

項	修正前（素案）	修正後	主な理由等
第2編 第2章 第13節 (P77)	第6款 新型コロナウイルス感染症に対応した適切な避難対策 町は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保やレイアウト・動線の確認、避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進することとする。 また、町は、避難所管理運営マニュアルに<u>新型コロナウイルス感染症</u>への対応を適宜反映することとする。 （以下、修正箇所のみ） （新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン（令和2年6月作成）の主な内容） ① フェーズ0 事前準備 ・感染対策を考慮した収容人員の確認 ・十分な避難所数の確保 ・体調不良者（発熱・咳などの症状者）等を分離した別室の専用スペース又は専用避難所の確保 ・物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備 ・適切な避難所運営を行うための体制の構築 ・住民への事前周知	第6款 <u>感染症</u>に対応した適切な避難対策 町は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症等<u>感染症</u>に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保やレイアウト・動線の確認、避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進することとする。 また、町は、避難所管理運営マニュアルに感染症への対応を適宜反映することとする。 （以下、修正箇所のみ） （新型コロナウイルス感染症等<u>感染症</u>に対応した避難所運営ガイドライン（令和2年6月策定、令和5年5月改訂）の主な内容） ① フェーズ0 事前準備 ・感染対策を考慮した収容人員の確認 ・十分な避難所数の確保 ・<u>新型コロナウイルス感染症等感染症患者及び発熱や喉痛、咳、鼻水などの有症状者を分離する別室の専用スペース又は専用避難所の確保</u> ・物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備 ・適切な避難所運営を行うための体制の構築 ・住民への事前周知	県計画修正のため
第2編 第2章 第18節 (P85)	第5款 個別避難計画の作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備 町（健康福祉課）は、災害対策基本法の改正により、要支援者の避難を支援するための個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、下記の点に留意し個別避難計画の作成に努める。	第5款 個別避難計画の作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備 町（健康福祉課）は、災害対策基本法の改正により、要支援者の避難を支援するための個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、下記の点に留意し個別避難計画の作成に努める。 <u>また、町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作</u>	県計画修正のため

項	修正前（素案）	修正後	主な理由等																																								
	1 防災担当課や福祉担当課など関係課の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携する。 2 個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制を整備する。	<u>成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> 1 防災担当課や福祉担当課など関係課の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携する。 2 個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制を整備する。<u>この場合、コミュニティの希薄化や担い手の高齢化、都市部と山間部の違い、積雪や凍結といった地域特性等に留意するものとする。</u>																																									
第2編 第2章 第19節 (P86)	第3款 感染症の拡大が懸念される状況下における対応 感染症の拡大が懸念される状況下では、町（健康福祉課）及び社会福祉協議会は、感染予防措置を徹底する。また、県は、<u>災害ボランティアのPCR 検査費用を支援するなど派遣環境を整備する。</u>	第3款 感染症の拡大が懸念される状況下における対応 感染症の拡大が懸念される状況下では、町（健康福祉課）及び社会福祉協議会は、感染予防措置を徹底し、ボランティア<u>関係機関に対し感染症予防措置の周知徹底を図ることとする。</u>	県計画修正のため																																								
第2編 第2章 第24節 (P90)	(1) 住宅再建共済制度 <table><tr><th>給付金の種類</th><th>給付対象</th><th>給付金額</th></tr><tr><td>再建等給付金</td><td>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊で建築・購入</td><td>600 万円</td></tr><tr><td rowspan="3">補修給付金</td><td>全壊で補修</td><td>200 万円</td></tr><tr><td>大規模半壊で補修</td><td>100 万円</td></tr><tr><td>中規模半壊、半壊で補修</td><td>50 万円</td></tr><tr><td>居住確保給付金</td><td>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊で建築・購入・補修せず、賃貸住宅に入居した場合など</td><td>10 万円</td></tr><tr><td>準半壊給付金</td><td>準半壊（損害割合 10%以上 20%未満）</td><td>25 万円</td></tr></table>	給付金の種類	給付対象	給付金額	再建等給付金	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊で建築・購入	600 万円	補修給付金	全壊で補修	200 万円	大規模半壊で補修	100 万円	中規模半壊、半壊で補修	50 万円	居住確保給付金	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊で建築・購入・補修せず、賃貸住宅に入居した場合など	10 万円	準半壊給付金	準半壊（損害割合 10%以上 20%未満）	25 万円	(1) 住宅再建共済制度 <table><tr><th>給付金の種類</th><th>給付対象(数値;損害割合)</th><th>給付金額</th></tr><tr><td>再建等給付金</td><td>全壊 (50%以上)、大規模半壊 (40%以上 50%未満)、中規模半壊・半壊 (20%以上 40%未満) で建築・購入</td><td>600 万円</td></tr><tr><td rowspan="3">補修給付金</td><td>全壊で補修</td><td>200 万円</td></tr><tr><td>大規模半壊で補修</td><td>100 万円</td></tr><tr><td>中規模半壊、半壊で補修</td><td>50 万円</td></tr><tr><td>居住確保給付金</td><td>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊で建築・購入・補修せず、賃貸住宅に入居した場合など</td><td>10 万円</td></tr><tr><td rowspan="2">準半壊給付金</td><td>準半壊 (10%以上 20%未満) で建築・購入・補修</td><td>25 万円</td></tr><tr><td>準半壊で建築・購入・補修せず、賃貸住宅に入居した場合など</td><td>10 万円</td></tr></table>	給付金の種類	給付対象(数値;損害割合)	給付金額	再建等給付金	全壊 (50%以上)、大規模半壊 (40%以上 50%未満)、中規模半壊・半壊 (20%以上 40%未満) で建築・購入	600 万円	補修給付金	全壊で補修	200 万円	大規模半壊で補修	100 万円	中規模半壊、半壊で補修	50 万円	居住確保給付金	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊で建築・購入・補修せず、賃貸住宅に入居した場合など	10 万円	準半壊給付金	準半壊 (10%以上 20%未満) で建築・購入・補修	25 万円	準半壊で建築・購入・補修せず、賃貸住宅に入居した場合など	10 万円	制度変更のため
給付金の種類	給付対象	給付金額																																									
再建等給付金	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊で建築・購入	600 万円																																									
補修給付金	全壊で補修	200 万円																																									
	大規模半壊で補修	100 万円																																									
	中規模半壊、半壊で補修	50 万円																																									
居住確保給付金	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊で建築・購入・補修せず、賃貸住宅に入居した場合など	10 万円																																									
準半壊給付金	準半壊（損害割合 10%以上 20%未満）	25 万円																																									
給付金の種類	給付対象(数値;損害割合)	給付金額																																									
再建等給付金	全壊 (50%以上)、大規模半壊 (40%以上 50%未満)、中規模半壊・半壊 (20%以上 40%未満) で建築・購入	600 万円																																									
補修給付金	全壊で補修	200 万円																																									
	大規模半壊で補修	100 万円																																									
	中規模半壊、半壊で補修	50 万円																																									
居住確保給付金	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊で建築・購入・補修せず、賃貸住宅に入居した場合など	10 万円																																									
準半壊給付金	準半壊 (10%以上 20%未満) で建築・購入・補修	25 万円																																									
	準半壊で建築・購入・補修せず、賃貸住宅に入居した場合など	10 万円																																									

項	修正前（素案）	修正後	主な理由等
第2編 第3章 第1節 (P91)	1 周知方法 (1) 広報さようへの掲載 (2) パンフレットによる普及 わが家の防災マニュアル、佐用町ハザードマップ（冊子型）等 (3) 防災に関する講演会や講習会 (4) 町ホームページ掲載による普及 (5) さよう安全安心ネットの登録PR (6) 「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」等の活用	1 周知方法 (1) 広報さようへの掲載 (2) パンフレットによる普及 わが家の防災マニュアル、佐用町ハザードマップ（冊子型）等 (3) 防災に関する講演会や講習会 (4) 町ホームページ掲載による普及 (5) さよう安全安心ネットの登録PR (6) 「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」等の活用 <u>(7) 佐用チャンネルによる普及</u>	周知方法追加のため
第2編 第4章 第1節 (P101)	第2款 財政措置 本事業には、防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入され、地方交付税措置が講じられる。	第2款 財政措置 本事業には、 <u>緊急防災・減災事業債又は</u> 防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入され、地方交付税措置が講じられる。	県計画修正のため
第2編 第4章 第3節 (P102)	2 土石流危険渓流等の把握と住民への周知徹底 町（建設課）は、県実施の土石流危険渓流等に対する警戒避難体制の整備に資する調査、状況把握、土砂災害 <u>危険箇所図</u> の住民への閲覧及び住民への周知に協力する。	2 土石流危険渓流等の把握と住民への周知徹底 町（建設課）は、県実施の土石流危険渓流等に対する警戒避難体制の整備に資する調査、状況把握、土砂災害 <u>警戒区域等</u> の住民への閲覧及び住民への周知に協力する。	県担当部局情報による修正のため
第2編 第4章 第3節 (P103)	2 地すべり危険箇所の把握と住民への周知徹底 町（建設課）は、県実施の地すべり危険箇所に対する警戒避難体制の整備に資する調査、状況把握、土砂災害 <u>警戒危険箇所図</u> の住民への閲覧及び住民への周知に協力する。	2 地すべり危険箇所の把握と住民への周知徹底 町（建設課）は、県実施の地すべり危険箇所に対する警戒避難体制の整備に資する調査、状況把握、土砂災害 <u>警戒区域等</u> の住民への閲覧及び住民への周知に協力する。	県担当部局情報による修正のため
第2編 第4章 第3節 (P103)	2 急傾斜地崩壊危険箇所等の把握と住民への周知徹底 町（建設課）は、県実施の急傾斜地崩壊危険箇所等に対する警戒避難体制の整備に資する調査、状況把握、 <u>急傾斜地崩壊危険箇所図</u> の住民への閲覧及び住民への周知に協力する。	2 急傾斜地崩壊危険箇所等の把握と住民への周知徹底 町（建設課）は、県実施の急傾斜地崩壊危険箇所等に対する警戒避難体制の整備に資する調査、状況把握、 <u>土砂災害警戒区域等</u> の住民への閲覧及び住民への周知に協力する。	県担当部局情報による修正のため

項	修正前（素案）	修正後	主な理由等
第2編 第4章 第3節 (P104)	第6款 宅地造成等の規制等 （修正箇所のみ） 本町では、宅地造成等規制法第3条第1項の宅地造成規制区域に指定されている地域が5,908haあり、この地域では特に適正な宅地造成工事を指導育成するとともに、宅地造成工事に伴う宅地の保全のため、関係機関の指導により防災に努める。	第6款 宅地造成等の規制等 （修正箇所のみ） 本町では、宅地造成及び特定盛土等規制法第10条第1項の宅地造成規制区域に指定されている地域が5,908haあり、この地域では特に適正な宅地造成等の工事を指導育成するとともに、宅地造成工事に伴う宅地の保全のため、関係機関の指導により防災に努める。	県計画修正のため
第2編 第4章 第3節 (P104)	2 危険住宅の除却又は移転 （修正箇所のみ） （2）危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に要する経費 ① 補助限度額 4,210千円（土地を取得しない場合3,250千円） ② 年 利 8.5%を限度に金融機関からの借入利息相当額について助成	2 危険住宅の除却又は移転 （修正箇所のみ） （2）危険住宅に代わる移転先住宅の建設又は購入に要する経費 ① 補助限度額 6,210千円（土地を取得しない場合5,250千円） ② 年 利 8.5%を限度に金融機関からの借入利息相当額について助成	県計画修正のため
第3編 第1章 第1節 (P109)	■ 防災関係機関等の情報伝達体制図 （修正箇所のみ） 	■ 防災関係機関等の情報伝達体制図 （修正箇所のみ） 	実状にあわせた修正のため

項	修正前（素案）	修正後	主な理由等																
第3編 第2章 第1節 (P111)	■ 組織体制及び職員配備図 町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当の水位（佐用 2.19m・久崎 2.44m・三日月 0.94m）に到達したとき	■ 組織体制及び職員配備図 町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当の水位（佐用 2.36m・久崎 2.44m・三日月 0.94m）に到達したとき	県計画修正のため																
第3編 第2章 第1節 (P112)	■ 組織体制基準及び職員配備基準 <table><tr><th>組織体制</th><th>組織体制基準</th><th>配備</th><th>配備人員</th></tr><tr><td>連絡員待機</td><td>□ 町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当の水位（佐用 2.19m・久崎 2.44m・三日月 0.94m）に到達したとき</td><td>連絡員配備</td><td>企画防災課職員 西はりま消防組合 佐用消防署職員</td></tr></table>	組織体制	組織体制基準	配備	配備人員	連絡員待機	□ 町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当の水位（佐用 2.19m・久崎 2.44m・三日月 0.94m）に到達したとき	連絡員配備	企画防災課職員 西はりま消防組合 佐用消防署職員	■ 組織体制基準及び職員配備基準 <table><tr><th>組織体制</th><th>組織体制基準</th><th>配備</th><th>配備人員</th></tr><tr><td>連絡員待機</td><td>□ 町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当の水位（佐用 2.36m・久崎 2.44m・三日月 0.94m）に到達したとき</td><td>連絡員配備</td><td>企画防災課職員 西はりま消防組合 佐用消防署職員</td></tr></table>	組織体制	組織体制基準	配備	配備人員	連絡員待機	□ 町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当の水位（佐用 2.36 m・久崎 2.44m・三日月 0.94m）に到達したとき	連絡員配備	企画防災課職員 西はりま消防組合 佐用消防署職員	県計画修正のため
組織体制	組織体制基準	配備	配備人員																
連絡員待機	□ 町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当の水位（佐用 2.19m・久崎 2.44m・三日月 0.94m）に到達したとき	連絡員配備	企画防災課職員 西はりま消防組合 佐用消防署職員																
組織体制	組織体制基準	配備	配備人員																
連絡員待機	□ 町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当の水位（佐用 2.36 m・久崎 2.44m・三日月 0.94m）に到達したとき	連絡員配備	企画防災課職員 西はりま消防組合 佐用消防署職員																
第3編 第2章 第1節 (P112)	(1) 連絡員待機 <table><tr><th>名 称</th><th>連絡員待機</th></tr><tr><td>設置基準</td><td>町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当の水位（佐用 2.19m・久崎 2.44m・三日月 0.94m）に到達したときに、企画防災課職員及び西はりま消防組合佐用消防署職員は、連絡員待機を執る。</td></tr></table>	名 称	連絡員待機	設置基準	町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当の水位（佐用 2.19m・久崎 2.44m・三日月 0.94m）に到達したときに、企画防災課職員及び西はりま消防組合佐用消防署職員は、連絡員待機を執る。	(1) 連絡員待機 <table><tr><th>名 称</th><th>連絡員待機</th></tr><tr><td>設置基準</td><td>町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当の水位（佐用 2.36m・久崎 2.44m・三日月 0.94m）に到達したときに、企画防災課職員及び西はりま消防組合佐用消防署職員は、連絡員待機を執る。</td></tr></table>	名 称	連絡員待機	設置基準	町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当の水位（佐用 2.36 m・久崎 2.44m・三日月 0.94m）に到達したときに、企画防災課職員及び西はりま消防組合佐用消防署職員は、連絡員待機を執る。	県計画修正のため								
名 称	連絡員待機																		
設置基準	町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当の水位（佐用 2.19m・久崎 2.44m・三日月 0.94m）に到達したときに、企画防災課職員及び西はりま消防組合佐用消防署職員は、連絡員待機を執る。																		
名 称	連絡員待機																		
設置基準	町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当の水位（佐用 2.36 m・久崎 2.44m・三日月 0.94m）に到達したときに、企画防災課職員及び西はりま消防組合佐用消防署職員は、連絡員待機を執る。																		
第3編 第2章 第1節 (P116)	(修正箇所のみ) <table><tr><td>医療健康対策部</td><td>社会福祉施設（介護保険施設等）・医療機関との連絡調整及び情報伝達、避難者の体調管理、救急医療活動、医療・助産活動、災害医療支援の受入及び調整、こころのケア相談、健康対策（巡回健康相談・訪問指導・巡回栄養相談・職員の健康管理等）、食品衛生対策、感染症対策、生活救済（災害弔慰金・災害見舞金・災害援護資金等）、社会福祉施設等との連絡調整及び情報伝達、聴覚障がい者等への情報伝達、社会福祉協議会との連絡調整、災害時避難行動要支援者支援 など</td></tr></table>	医療健康対策部	社会福祉施設（介護保険施設等）・医療機関との連絡調整及び情報伝達、避難者の体調管理、救急医療活動、医療・助産活動、災害医療支援の受入及び調整、こころのケア相談、健康対策（巡回健康相談・訪問指導・巡回栄養相談・職員の健康管理等）、食品衛生対策、感染症対策、生活救済（災害弔慰金・災害見舞金・災害援護資金等）、社会福祉施設等との連絡調整及び情報伝達、聴覚障がい者等への情報伝達、社会福祉協議会との連絡調整、災害時避難行動要支援者支援 など	(修正箇所のみ) <table><tr><td>医療健康対策部</td><td>社会福祉施設（介護保険施設等）・医療機関との連絡調整及び情報伝達、避難者の体調管理、救急医療活動、医療・助産活動、災害医療支援の受入及び調整、こころのケア相談、健康対策（巡回健康相談・訪問指導・巡回栄養相談・巡回歯科健康相談・職員の健康管理等）、食品衛生対策、感染症対策、生活救済（災害弔慰金・災害見舞金・災害援護資金等）、社会福祉施設等との連絡調整及び情報伝達、聴覚障がい者等への情報伝達、社会福祉協議会との連絡調整、災害時避難行動要支援者支援 など</td></tr></table>	医療健康対策部	社会福祉施設（介護保険施設等）・医療機関との連絡調整及び情報伝達、避難者の体調管理、救急医療活動、医療・助産活動、災害医療支援の受入及び調整、こころのケア相談、健康対策（巡回健康相談・訪問指導・巡回栄養相談・ 巡回歯科健康相談 ・職員の健康管理等）、食品衛生対策、感染症対策、生活救済（災害弔慰金・災害見舞金・災害援護資金等）、社会福祉施設等との連絡調整及び情報伝達、聴覚障がい者等への情報伝達、社会福祉協議会との連絡調整、災害時避難行動要支援者支援 など	項目の追加のため												
医療健康対策部	社会福祉施設（介護保険施設等）・医療機関との連絡調整及び情報伝達、避難者の体調管理、救急医療活動、医療・助産活動、災害医療支援の受入及び調整、こころのケア相談、健康対策（巡回健康相談・訪問指導・巡回栄養相談・職員の健康管理等）、食品衛生対策、感染症対策、生活救済（災害弔慰金・災害見舞金・災害援護資金等）、社会福祉施設等との連絡調整及び情報伝達、聴覚障がい者等への情報伝達、社会福祉協議会との連絡調整、災害時避難行動要支援者支援 など																		
医療健康対策部	社会福祉施設（介護保険施設等）・医療機関との連絡調整及び情報伝達、避難者の体調管理、救急医療活動、医療・助産活動、災害医療支援の受入及び調整、こころのケア相談、健康対策（巡回健康相談・訪問指導・巡回栄養相談・ 巡回歯科健康相談 ・職員の健康管理等）、食品衛生対策、感染症対策、生活救済（災害弔慰金・災害見舞金・災害援護資金等）、社会福祉施設等との連絡調整及び情報伝達、聴覚障がい者等への情報伝達、社会福祉協議会との連絡調整、災害時避難行動要支援者支援 など																		

項	修正前（素案）	修正後	主な理由等																														
第3編 第3章 第2節 (P124-P125)	4 気象予警報の基準 (中略) (1) 警報発表基準（警報は重大な災害が発生するおそれのある場合）<u>令和4年5月26日現在</u> (修正箇所のみ) <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">警 報</td><td>大 雨（浸水害）</td><td>表面雨量指数基準</td><td>16</td></tr> <tr> <td>大 雨（土砂災害）</td><td>土壌雨量指数基準</td><td>130</td></tr> <tr> <td rowspan="2">洪 水</td><td>流量雨量指数基準</td><td>千種川流域＝35.5 佐用川流域＝27.9 大日山川流域＝10.4 志文川流域＝18 江川川流域＝11</td></tr> <tr> <td>複合基準 ※1</td><td>千種川流域＝（5，31.9） 佐用川流域＝（11，20.5） 大日山川流域＝（5，6.7） 志文川流域＝（9，13.8）</td></tr> <tr> <td>暴 風</td><td>平均風速</td><td>20m/s</td></tr> </table> (中略) ※ 表面雨量指数とは、<u>短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化した指数。</u> (中略) ※ 流域雨量指数は、<u>降雨による洪水災害発生の可能性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。</u>	警 報	大 雨（浸水害）	表面雨量指数基準	16	大 雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	130	洪 水	流量雨量指数基準	千種川流域＝35.5 佐用川流域＝27.9 大日山川流域＝10.4 志文川流域＝18 江川川流域＝11	複合基準 ※1	千種川流域＝（5，31.9） 佐用川流域＝（11，20.5） 大日山川流域＝（5，6.7） 志文川流域＝（9，13.8）	暴 風	平均風速	20m/s	4 気象予警報の基準 (中略) (1) 警報発表基準（警報は重大な災害が発生するおそれのある場合）<u>令和6年5月23日現在</u> <u>最新版は気象庁ホームページの以下のページに掲載</u> https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/hyogo/kijun_2850100.pdf (修正箇所のみ) <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">警 報</td><td>大 雨（浸水害）</td><td>表面雨量指数基準</td><td>16</td></tr> <tr> <td>大 雨（土砂災害）</td><td>土壌雨量指数基準</td><td>137</td></tr> <tr> <td rowspan="2">洪 水</td><td>流量雨量指数基準</td><td>千種川流域＝35.5 佐用川流域＝27.9 大日山川流域＝10.4 志文川流域＝18.1 江川川流域＝10.7</td></tr> <tr> <td>複合基準 ※1</td><td>千種川流域＝（5，31.9） 佐用川流域＝（11，20.5） 大日山川流域＝（5，6.7） 志文川流域＝（9，14）</td></tr> <tr> <td>暴 風</td><td>平均風速</td><td>20m/s</td></tr> </table> (中略) ※ 表面雨量指数は、<u>短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。</u> (中略) ※ 流域雨量指数は、<u>河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。</u>	警 報	大 雨（浸水害）	表面雨量指数基準	16	大 雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	137	洪 水	流量雨量指数基準	千種川流域＝35.5 佐用川流域＝27.9 大日山川流域＝10.4 志文川流域＝18.1 江川川流域＝10.7	複合基準 ※1	千種川流域＝（5，31.9） 佐用川流域＝（11，20.5） 大日山川流域＝（5，6.7） 志文川流域＝（9，14）	暴 風	平均風速	20m/s	・気象情報変更のため ・神戸地方気象台情報による修正のため
警 報	大 雨（浸水害）		表面雨量指数基準	16																													
	大 雨（土砂災害）		土壌雨量指数基準	130																													
	洪 水		流量雨量指数基準	千種川流域＝35.5 佐用川流域＝27.9 大日山川流域＝10.4 志文川流域＝18 江川川流域＝11																													
			複合基準 ※1	千種川流域＝（5，31.9） 佐用川流域＝（11，20.5） 大日山川流域＝（5，6.7） 志文川流域＝（9，13.8）																													
	暴 風	平均風速	20m/s																														
警 報	大 雨（浸水害）	表面雨量指数基準	16																														
	大 雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	137																														
	洪 水	流量雨量指数基準	千種川流域＝35.5 佐用川流域＝27.9 大日山川流域＝10.4 志文川流域＝18.1 江川川流域＝10.7																														
		複合基準 ※1	千種川流域＝（5，31.9） 佐用川流域＝（11，20.5） 大日山川流域＝（5，6.7） 志文川流域＝（9，14）																														
	暴 風	平均風速	20m/s																														

項	修正前（素案）	修正後	主な理由等																														
	（中略） ※ 洪水警報の複合基準は、<u>上流域の降雨と、対象地域の降雨の双方の影響が重なって発生する洪水害を想定し、流域雨量指数と表面雨量指数の組み合わせにより定められています。</u>	（中略） ※洪水警報の複合基準は、<u>河川の水位が高くなることで周辺の支川や下水道から水があふれる「湛水型の内水氾濫」を想定し、流域雨量指数と表面雨量指数の組み合わせにより定められている。</u>																															
第3編 第3章 第2節 (P125-P126)	（2）注意報発表基準（注意報は災害が発生するおそれのある場合）<u>令和4年5月26日</u>現在 （修正箇所のみ） <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">注意報</td><td rowspan="2">大雨</td><td>表面雨量指数基準</td><td>6</td></tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td><td>97</td></tr> <tr> <td rowspan="2">洪水</td><td>流量雨量指数基準</td><td>千種川流域＝28.4 佐用川流域＝22.3 大日山川流域＝8.3 志文川流域＝14.4 江川川流域＝8.8</td></tr> <tr> <td>複合基準 ※1</td><td>千種川流域＝（5, 22.7） 佐用川流域＝（5, 18.5） 大日山川流域＝（5, 6） 志文川流域＝（5, 11.5） 江川川流域＝（5, 8.8）</td></tr> <tr> <td></td><td>強風</td><td>平均風速</td><td>12m/s</td></tr> </table>	注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	土壌雨量指数基準	97	洪水	流量雨量指数基準	千種川流域＝28.4 佐用川流域＝22.3 大日山川流域＝8.3 志文川流域＝14.4 江川川流域＝8.8	複合基準 ※1	千種川流域＝（5, 22.7） 佐用川流域＝（5, 18.5） 大日山川流域＝（5, 6） 志文川流域＝（5, 11.5） 江川川流域＝（5, 8.8）		強風	平均風速	12m/s	（2）注意報発表基準（注意報は災害が発生するおそれのある場合）<u>令和6年5月23日</u>現在 <u>最新版は気象庁ホームページの以下のページに掲載</u> https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/hoyo/kijun_2850100.pdf （修正箇所のみ） <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">注意報</td><td rowspan="2">大雨</td><td>表面雨量指数基準</td><td>6</td></tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td><td>105</td></tr> <tr> <td rowspan="2">洪水</td><td>流量雨量指数基準</td><td>千種川流域＝28.4 佐用川流域＝22.3 大日山川流域＝8.3 志文川流域＝14.4 江川川流域＝<u>8.5</u></td></tr> <tr> <td>複合基準 ※1</td><td>千種川流域＝（5, 22.7） 佐用川流域＝（5, 18.5） 大日山川流域＝（5, 6） 志文川流域＝（5, 11.5） 江川川流域＝（5, <u>8.5</u>）</td></tr> <tr> <td></td><td>強風</td><td>平均風速</td><td>12m/s</td></tr> </table>	注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	土壌雨量指数基準	105	洪水	流量雨量指数基準	千種川流域＝28.4 佐用川流域＝22.3 大日山川流域＝8.3 志文川流域＝14.4 江川川流域＝ <u>8.5</u>	複合基準 ※1	千種川流域＝（5, 22.7） 佐用川流域＝（5, 18.5） 大日山川流域＝（5, 6） 志文川流域＝（5, 11.5） 江川川流域＝（5, <u>8.5</u> ）		強風	平均風速	12m/s	・気象情報変更のため ・神戸地方気象台情報による修正のため
注意報	大雨			表面雨量指数基準	6																												
			土壌雨量指数基準	97																													
	洪水		流量雨量指数基準	千種川流域＝28.4 佐用川流域＝22.3 大日山川流域＝8.3 志文川流域＝14.4 江川川流域＝8.8																													
		複合基準 ※1	千種川流域＝（5, 22.7） 佐用川流域＝（5, 18.5） 大日山川流域＝（5, 6） 志文川流域＝（5, 11.5） 江川川流域＝（5, 8.8）																														
	強風	平均風速	12m/s																														
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6																														
		土壌雨量指数基準	105																														
	洪水	流量雨量指数基準	千種川流域＝28.4 佐用川流域＝22.3 大日山川流域＝8.3 志文川流域＝14.4 江川川流域＝ <u>8.5</u>																														
		複合基準 ※1	千種川流域＝（5, 22.7） 佐用川流域＝（5, 18.5） 大日山川流域＝（5, 6） 志文川流域＝（5, 11.5） 江川川流域＝（5, <u>8.5</u> ）																														
	強風	平均風速	12m/s																														
第3編 第3章 第3節 (P127)	3 気象庁ホームページによる防災情報の収集 （修正箇所のみ） ○浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） 短期間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。	3 気象庁ホームページによる防災情報の収集 （修正箇所のみ） ○浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） 短期間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。	神戸地方気象台情報による修正のため																														

項	修正前（素案）	修正後	主な理由等																
		・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。																	
第 3 編 第 3 章 第 3 節 (P128)	○流域雨量指数の予測値 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。<u>6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。</u>	○流域雨量指数の予測値 <u>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川については支川氾濫や下水道の氾濫の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。</u><u>流域内における雨量分布の実況と 6 時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。</u>	気象情報変更のため																
第 3 編 第 3 章 第 3 節 (P128)	(3) 土砂災害警戒情報 兵庫県と神戸地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を共同で発表する。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、実際に確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。	(3) 土砂災害警戒情報 兵庫県と神戸地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を共同で発表する。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、実際に確認することができる。<u>危険な場所からの</u>避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。	神戸地方気象台情報による修正のため																
第 3 編 第 3 章 第 3 節 (P129)	(1) 神戸地方気象台 <table border="1"> <tr> <th></th><th>ホットライン (緊急時のみ)</th><th>平 時 (防災管理官 室)</th><th>状況等の確認 (観測予報管理官 室)</th></tr> <tr> <td>連絡先</td><td>ホットライン（有線：非公開） 有線つながらない場合 衛星電話 717-982-33</td><td>078-222-8907</td><td>078-222-8915</td></tr> </table>		ホットライン (緊急時のみ)	平 時 (防災管理官 室)	状況等の確認 (観測予報管理官 室)	連絡先	ホットライン（有線：非公開） 有線つながらない場合 衛星電話 717-982-33	078-222-8907	078-222-8915	(1) 神戸地方気象台 <table border="1"> <tr> <th></th><th>ホットライン (緊急時のみ)</th><th>平 時 (防災管理官 室)</th><th>状況等の確認 (観測予報管理官 室)</th></tr> <tr> <td>連絡先</td><td>ホットライン（有線：非公開） 有線つながらない場合 衛星電話 717-982-33</td><td>078-222-8907</td><td>非公開</td></tr> </table>		ホットライン (緊急時のみ)	平 時 (防災管理官 室)	状況等の確認 (観測予報管理官 室)	連絡先	ホットライン（有線：非公開） 有線つながらない場合 衛星電話 717-982-33	078-222-8907	非公開	神戸地方気象台情報による修正のため
	ホットライン (緊急時のみ)	平 時 (防災管理官 室)	状況等の確認 (観測予報管理官 室)																
連絡先	ホットライン（有線：非公開） 有線つながらない場合 衛星電話 717-982-33	078-222-8907	078-222-8915																
	ホットライン (緊急時のみ)	平 時 (防災管理官 室)	状況等の確認 (観測予報管理官 室)																
連絡先	ホットライン（有線：非公開） 有線つながらない場合 衛星電話 717-982-33	078-222-8907	非公開																

項	修正前（素案）	修正後	主な理由等																																																																																																																																																																								
第3編 第3章 第3節 (P129)	(2) 県及び隣接市町 (修正該当箇所のみ) <table><tr><th>連絡先</th><th>一般回線</th><th>衛星回線</th></tr><tr><td>たつの市危機管理課</td><td>0791-64-3219</td><td>717-211-52</td></tr><tr><td>美作市総務課</td><td>0868-72-0931</td><td>717-033-101-6422-200</td></tr></table>	連絡先	一般回線	衛星回線	たつの市危機管理課	0791-64-3219	717-211-52	美作市総務課	0868-72-0931	717-033-101-6422-200	(2) 県及び隣接市町 (修正該当箇所のみ) <table><tr><th>連絡先</th><th>一般回線</th><th>衛星回線</th></tr><tr><td>たつの市危機管理監危機管理課</td><td>0791-64-3219</td><td>717-211-52</td></tr><tr><td>美作市総務部危機管理室</td><td>0868-72-0931</td><td>717-033-101-6422-200</td></tr></table>	連絡先	一般回線	衛星回線	たつの市危機管理監危機管理課	0791-64-3219	717-211-52	美作市総務部危機管理室	0868-72-0931	717-033-101-6422-200	組織名変更のため																																																																																																																																																						
連絡先	一般回線	衛星回線																																																																																																																																																																									
たつの市危機管理課	0791-64-3219	717-211-52																																																																																																																																																																									
美作市総務課	0868-72-0931	717-033-101-6422-200																																																																																																																																																																									
連絡先	一般回線	衛星回線																																																																																																																																																																									
たつの市危機管理監危機管理課	0791-64-3219	717-211-52																																																																																																																																																																									
美作市総務部危機管理室	0868-72-0931	717-033-101-6422-200																																																																																																																																																																									
第3編 第3章 第3節 (P130)	(1) 土砂災害特別警戒区域 町防災計画資料編 第1編「総則」第1章「計画の前提」第2「災害危険箇所」3「土砂災害特別警戒区域一覧表」のとおり 580箇所	(1) 土砂災害特別警戒区域 町防災計画資料編 第1編「総則」第1章「計画の前提」第2「災害危険箇所」3「土砂災害特別警戒区域一覧表」のとおり 575箇所	・箇所数変更のため ・「土砂災害危険箇所」関係箇所削除のため																																																																																																																																																																								
第3編 第3章 第3節 (P130-P131)	(3) 山地災害危険地区箇所 ① 山腹崩壊危険地区（197箇所）及び崩壊土砂流出危険地区（378箇所）は、町防災計画資料編 第1編「総則」第1章「計画の前提」第2「災害危険箇所」5「山地災害危険地区箇所一覧表」のとおり 575箇所 ② 地すべり危険地区（令和3年4月1日現在） <table><tr><th>地区番号</th><th>地区名</th><th>郡</th><th>町</th><th>大字</th><th>字</th><th>面積(ha)</th></tr><tr><td>501-地-1</td><td>久保田</td><td>佐用郡</td><td>佐用町</td><td>淀</td><td>久保田</td><td>46</td></tr><tr><td>501-地-2</td><td>牛岩</td><td>〃</td><td>〃</td><td>本位田</td><td>牛岩</td><td>5</td></tr><tr><td>501-地-3</td><td>鬼ヶ谷</td><td>〃</td><td>〃</td><td>奥海</td><td>鬼ヶ谷</td><td>33</td></tr><tr><td>501-地-4</td><td>小谷</td><td>〃</td><td>〃</td><td>大酒</td><td>小谷</td><td>92</td></tr><tr><td>501-地-5</td><td>ヨコミチ</td><td>〃</td><td>〃</td><td>西新宿</td><td>ヨコミチ</td><td>22</td></tr><tr><td>501-地-6</td><td>大平</td><td>〃</td><td>〃</td><td>大垣内</td><td>大平</td><td>81</td></tr><tr><td>501-地-7</td><td>大谷</td><td>〃</td><td>〃</td><td>桜山</td><td>大谷</td><td>39</td></tr><tr><td>501-地-8</td><td>上元畑</td><td>〃</td><td>〃</td><td>家内</td><td>上元畑</td><td>56</td></tr><tr><td>501-地-9</td><td>木谷</td><td>〃</td><td>〃</td><td>真宗</td><td>木谷</td><td>5</td></tr><tr><td>501-地-10</td><td>向山</td><td>〃</td><td>〃</td><td>弦谷</td><td>向山</td><td>8</td></tr><tr><td colspan="6">計（10箇所）</td><td>387</td></tr></table>	地区番号	地区名	郡	町	大字	字	面積(ha)	501-地-1	久保田	佐用郡	佐用町	淀	久保田	46	501-地-2	牛岩	〃	〃	本位田	牛岩	5	501-地-3	鬼ヶ谷	〃	〃	奥海	鬼ヶ谷	33	501-地-4	小谷	〃	〃	大酒	小谷	92	501-地-5	ヨコミチ	〃	〃	西新宿	ヨコミチ	22	501-地-6	大平	〃	〃	大垣内	大平	81	501-地-7	大谷	〃	〃	桜山	大谷	39	501-地-8	上元畑	〃	〃	家内	上元畑	56	501-地-9	木谷	〃	〃	真宗	木谷	5	501-地-10	向山	〃	〃	弦谷	向山	8	計（10箇所）						387	(3) 山地災害危険地区箇所 ① 山腹崩壊危険地区（197箇所）及び崩壊土砂流出危険地区（442箇所）は、町防災計画資料編 第1編「総則」第1章「計画の前提」第2「災害危険箇所」5「山地災害危険地区箇所一覧表」のとおり 639箇所 ②地すべり危険地区（令和6年8月30日現在） <table><tr><th>地区番号</th><th>地区名</th><th>郡</th><th>町</th><th>大字</th><th>字</th><th>面積(ha)</th></tr><tr><td>501-地-1</td><td>久保田</td><td>佐用郡</td><td>佐用町</td><td>淀</td><td>久保田</td><td>46</td></tr><tr><td>501-地-2</td><td>牛岩</td><td>〃</td><td>〃</td><td>本位田</td><td>牛岩</td><td>5</td></tr><tr><td>501-地-3</td><td>鬼ヶ谷</td><td>〃</td><td>〃</td><td>奥海</td><td>鬼ヶ谷</td><td>33</td></tr><tr><td>501-地-4</td><td>小谷</td><td>〃</td><td>〃</td><td>大酒</td><td>小谷</td><td>92</td></tr><tr><td>501-地-5</td><td>ヨコミチ</td><td>〃</td><td>〃</td><td>西新宿</td><td>ヨコミチ</td><td>22</td></tr><tr><td>501-地-6</td><td>大平</td><td>〃</td><td>〃</td><td>大垣内</td><td>大平</td><td>81</td></tr><tr><td>501-地-7</td><td>大谷</td><td>〃</td><td>〃</td><td>桜山</td><td>大谷</td><td>39</td></tr><tr><td>501-地-8</td><td>荒神山</td><td>〃</td><td>〃</td><td>家内</td><td>荒神山</td><td>56</td></tr><tr><td>501-地-9</td><td>木谷</td><td>〃</td><td>〃</td><td>真宗</td><td>木谷</td><td>5</td></tr><tr><td>501-地-10</td><td>向山</td><td>〃</td><td>〃</td><td>弦谷</td><td>向山</td><td>8</td></tr><tr><td colspan="6">計（10箇所）</td><td>387</td></tr></table>	地区番号	地区名	郡	町	大字	字	面積(ha)	501-地-1	久保田	佐用郡	佐用町	淀	久保田	46	501-地-2	牛岩	〃	〃	本位田	牛岩	5	501-地-3	鬼ヶ谷	〃	〃	奥海	鬼ヶ谷	33	501-地-4	小谷	〃	〃	大酒	小谷	92	501-地-5	ヨコミチ	〃	〃	西新宿	ヨコミチ	22	501-地-6	大平	〃	〃	大垣内	大平	81	501-地-7	大谷	〃	〃	桜山	大谷	39	501-地-8	荒神山	〃	〃	家内	荒神山	56	501-地-9	木谷	〃	〃	真宗	木谷	5	501-地-10	向山	〃	〃	弦谷	向山	8	計（10箇所）						387	・箇所数変更のため ・地名修正のため
地区番号	地区名	郡	町	大字	字	面積(ha)																																																																																																																																																																					
501-地-1	久保田	佐用郡	佐用町	淀	久保田	46																																																																																																																																																																					
501-地-2	牛岩	〃	〃	本位田	牛岩	5																																																																																																																																																																					
501-地-3	鬼ヶ谷	〃	〃	奥海	鬼ヶ谷	33																																																																																																																																																																					
501-地-4	小谷	〃	〃	大酒	小谷	92																																																																																																																																																																					
501-地-5	ヨコミチ	〃	〃	西新宿	ヨコミチ	22																																																																																																																																																																					
501-地-6	大平	〃	〃	大垣内	大平	81																																																																																																																																																																					
501-地-7	大谷	〃	〃	桜山	大谷	39																																																																																																																																																																					
501-地-8	上元畑	〃	〃	家内	上元畑	56																																																																																																																																																																					
501-地-9	木谷	〃	〃	真宗	木谷	5																																																																																																																																																																					
501-地-10	向山	〃	〃	弦谷	向山	8																																																																																																																																																																					
計（10箇所）						387																																																																																																																																																																					
地区番号	地区名	郡	町	大字	字	面積(ha)																																																																																																																																																																					
501-地-1	久保田	佐用郡	佐用町	淀	久保田	46																																																																																																																																																																					
501-地-2	牛岩	〃	〃	本位田	牛岩	5																																																																																																																																																																					
501-地-3	鬼ヶ谷	〃	〃	奥海	鬼ヶ谷	33																																																																																																																																																																					
501-地-4	小谷	〃	〃	大酒	小谷	92																																																																																																																																																																					
501-地-5	ヨコミチ	〃	〃	西新宿	ヨコミチ	22																																																																																																																																																																					
501-地-6	大平	〃	〃	大垣内	大平	81																																																																																																																																																																					
501-地-7	大谷	〃	〃	桜山	大谷	39																																																																																																																																																																					
501-地-8	荒神山	〃	〃	家内	荒神山	56																																																																																																																																																																					
501-地-9	木谷	〃	〃	真宗	木谷	5																																																																																																																																																																					
501-地-10	向山	〃	〃	弦谷	向山	8																																																																																																																																																																					
計（10箇所）						387																																																																																																																																																																					
第3編 第3章 第3節 (P131)	(4) 土砂災害危険箇所 (全て)	(削除)	別添「佐用町地域防災計画（風水害編）」改定のポイント「②土砂災害に関する取り扱いについて」参照																																																																																																																																																																								

項	修正前（素案）	修正後	主な理由等																														
第 3 編 第 3 章 第 3 節 (P131)	(5) 法指定区域 ① 地すべり防止区域（令和 3 年 4 月 1 日現在）	(4) 法指定区域 ① 地すべり防止区域（令和 6 年 2 月 1 日現在）	・ 前項削除による項番繰り上げのため ・ 時点修正のため																														
第 3 編 第 3 章 第 3 節 (P131)	②急傾斜地崩壊危険区域 町防災計画資料編 第 1 編「総則」第 1 章「計画の前提」第 2 「災害危険箇所」 7 法指定区域一覧表（急傾斜地崩壊危険区域指定箇所）のとおりに 31 箇所	②急傾斜地崩壊危険区域 町防災計画資料編 第 1 編「総則」第 1 章「計画の前提」第 2 「災害危険箇所」 7 法指定区域一覧表（急傾斜地崩壊危険区域指定箇所）のとおりに 34 箇所	箇所数変更のため																														
第 3 編 第 3 章 第 3 節 (P131)	(6) 警戒危険宅地一覧表（平成 31 年 3 月 31 日現在） <table><tr><th>No</th><th>所在地</th><th>所有者</th><th>予想される被害の内容</th><th>危険度</th></tr><tr><td>1</td><td>佐用町淀 678</td><td></td><td>法面崩壊による家屋損害</td><td>B</td></tr><tr><td>2</td><td>佐用町林崎 55</td><td></td><td>山腹落石による家屋損害</td><td>C</td></tr></table>	No	所在地	所有者	予想される被害の内容	危険度	1	佐用町淀 678		法面崩壊による家屋損害	B	2	佐用町林崎 55		山腹落石による家屋損害	C	(5) 警戒危険宅地一覧表（令和 6 年 6 月 1 日現在） <table><tr><th>No</th><th>所在地</th><th>所有者</th><th>予想される被害の内容</th><th>危険度</th></tr><tr><td>1</td><td>佐用町林崎 55</td><td></td><td>山腹落石による家屋損害</td><td>C</td></tr><tr><td>2</td><td>佐用町佐用 3280-54 他</td><td></td><td>造成法面崩壊</td><td>C</td></tr></table>	No	所在地	所有者	予想される被害の内容	危険度	1	佐用町林崎 55		山腹落石による家屋損害	C	2	佐用町佐用 3280-54 他		造成法面崩壊	C	・ 前項削除による項番繰り上げのため ・ 対象箇所変更のため
No	所在地	所有者	予想される被害の内容	危険度																													
1	佐用町淀 678		法面崩壊による家屋損害	B																													
2	佐用町林崎 55		山腹落石による家屋損害	C																													
No	所在地	所有者	予想される被害の内容	危険度																													
1	佐用町林崎 55		山腹落石による家屋損害	C																													
2	佐用町佐用 3280-54 他		造成法面崩壊	C																													
第 3 編 第 3 章 第 6 節 (P146)	■ 関係機関一覧表 （修正箇所のみ） <table><tr><th>No</th><th>連絡機関</th><th>担当課</th><th>F A X</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>4</td><td>関西電力送配電㈱</td><td>兵庫支社（姫路）</td><td>079-227-0615</td><td>0800-777-3081</td></tr><tr><td>13</td><td>陸上自衛隊</td><td>第 3 特科隊</td><td>(内線) 昼間 239 夜間 398</td><td>079-222-4001</td></tr></table>	No	連絡機関	担当課	F A X	電話番号	4	関西電力送配電㈱	兵庫支社（姫路）	079-227-0615	0800-777-3081	13	陸上自衛隊	第 3 特科隊	(内線) 昼間 239 夜間 398	079-222-4001	■ 関係機関一覧表 （修正箇所のみ） <table><tr><th>No</th><th>連絡機関</th><th>担当課</th><th>F A X</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>4</td><td>関西電力送配電株式会社</td><td>姫路本部統括グループ</td><td>079-227-0615</td><td>0800-777-3081</td></tr><tr><td>13</td><td>陸上自衛隊</td><td>中部方面特科連隊 第 3 科</td><td>079-222-4006</td><td>079-222-4001</td></tr></table>	No	連絡機関	担当課	F A X	電話番号	4	関西電力送配電株式会社	姫路本部統括グループ	079-227-0615	0800-777-3081	13	陸上自衛隊	中部方面特科連隊 第 3 科	079-222-4006	079-222-4001	組織名変更のため
No	連絡機関	担当課	F A X	電話番号																													
4	関西電力送配電㈱	兵庫支社（姫路）	079-227-0615	0800-777-3081																													
13	陸上自衛隊	第 3 特科隊	(内線) 昼間 239 夜間 398	079-222-4001																													
No	連絡機関	担当課	F A X	電話番号																													
4	関西電力送配電株式会社	姫路本部統括グループ	079-227-0615	0800-777-3081																													
13	陸上自衛隊	中部方面特科連隊 第 3 科	079-222-4006	079-222-4001																													

項	修正前（素案）	修正後	主な理由等																																																																								
第3編 第6章 第1節 (P154-P156)	3 応援協定（既協定の締結状況） ■ 災害時等応援協定等締結状況（令和4年11月佐用町） （修正箇所のみ）	3 応援協定（既協定の締結状況） ■ 災害時等応援協定等締結状況（令和6年12月佐用町） （修正箇所のみ）	・組織名変更のため ・締結相手先の自治体数に佐用町を含めていたため ・新たに協定締結を行ったため																																																																								
	<table><tr><th>No</th><th>締結年月日</th><th>応援協定・覚書名称</th><th>締結相手先</th></tr><tr><td>1</td><td>H8.7.1</td><td>兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定</td><td>兵庫県2市2町 岡山県2市1村</td></tr><tr><td>2</td><td>H18.3.27</td><td>西播磨地域災害時等相互応援に関する協定</td><td>西播磨地域5市6町</td></tr><tr><td>3</td><td>H24.8.30</td><td>播磨広域防災連携協定</td><td>播磨地域12市9町</td></tr><tr><td>7</td><td>H18.12.1</td><td>生活物資の確保及び供給に関する協定</td><td>マックスバリュ西日本株式会社</td></tr><tr><td>12</td><td>H24.3.8</td><td>災害時等における相互協力に関する協定</td><td>西日本高速道路株式会社 関西支社福岡管理事務所 中国支社津山高速道路事務所</td></tr><tr><td>14</td><td>H24.5.9</td><td>災害に係る情報発信等に関する協定</td><td>ヤフー株式会社</td></tr><tr><td>32</td><td>R4.3.16</td><td>災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書</td><td>関西電力送配電株式会社兵庫支社</td></tr></table>	No		締結年月日	応援協定・覚書名称	締結相手先	1	H8.7.1	兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	兵庫県2市2町 岡山県2市1村	2	H18.3.27	西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	西播磨地域5市6町	3	H24.8.30	播磨広域防災連携協定	播磨地域12市9町	7	H18.12.1	生活物資の確保及び供給に関する協定	マックスバリュ西日本株式会社	12	H24.3.8	災害時等における相互協力に関する協定	西日本高速道路株式会社 関西支社福岡管理事務所 中国支社津山高速道路事務所	14	H24.5.9	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	32	R4.3.16	災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	関西電力送配電株式会社兵庫支社	<table><tr><th>No</th><th>締結年月日</th><th>応援協定・覚書名称</th><th>締結相手先</th></tr><tr><td>1</td><td>H8.7.1</td><td>兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定</td><td>兵庫県2市1町 岡山県2市1村</td></tr><tr><td>2</td><td>H18.3.27</td><td>西播磨地域災害時等相互応援に関する協定</td><td>西播磨地域5市5町</td></tr><tr><td>3</td><td>H24.8.30</td><td>播磨広域防災連携協定</td><td>播磨地域13市8町</td></tr><tr><td>7</td><td>H18.12.1</td><td>生活物資の確保及び供給に関する協定</td><td>マックスバリュ西日本株式会社 (現:株式会社フジ)</td></tr><tr><td>12</td><td>H24.3.8</td><td>災害時等における相互協力に関する協定</td><td>西日本高速道路株式会社 関西支社福岡管理事務所 (現:福岡高速道路事務所) 中国支社津山高速道路事務所</td></tr><tr><td>14</td><td>H24.5.9</td><td>災害に係る情報発信等に関する協定</td><td>ヤフー株式会社 (現:LINE ヤフー株式会社)</td></tr><tr><td>32</td><td>R4.3.16</td><td>災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書</td><td>関西電力送配電株式会社 兵庫支社 (現:姫路本部)</td></tr><tr><td>33</td><td>R6.2.14</td><td>災害時における支援協力に関する協定</td><td>兵庫県石油商業組合</td></tr><tr><td>34</td><td>R6.4.4</td><td>災害時における被災者相談業務の実施に関する協定</td><td>兵庫県司法書士会</td></tr></table>	No	締結年月日	応援協定・覚書名称	締結相手先	1	H8.7.1	兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	兵庫県2市1町 岡山県2市1村	2	H18.3.27	西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	西播磨地域5市5町	3	H24.8.30	播磨広域防災連携協定	播磨地域13市8町	7	H18.12.1	生活物資の確保及び供給に関する協定	マックスバリュ西日本株式会社 (現:株式会社フジ)	12	H24.3.8	災害時等における相互協力に関する協定	西日本高速道路株式会社 関西支社福岡管理事務所 (現:福岡高速道路事務所) 中国支社津山高速道路事務所	14	H24.5.9	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社 (現:LINE ヤフー株式会社)	32	R4.3.16	災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	関西電力送配電株式会社 兵庫支社 (現:姫路本部)	33	R6.2.14	災害時における支援協力に関する協定	兵庫県石油商業組合	34	R6.4.4	災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	兵庫県司法書士会
	No	締結年月日		応援協定・覚書名称	締結相手先																																																																						
	1	H8.7.1		兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	兵庫県2市2町 岡山県2市1村																																																																						
	2	H18.3.27		西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	西播磨地域5市6町																																																																						
	3	H24.8.30		播磨広域防災連携協定	播磨地域12市9町																																																																						
	7	H18.12.1		生活物資の確保及び供給に関する協定	マックスバリュ西日本株式会社																																																																						
	12	H24.3.8		災害時等における相互協力に関する協定	西日本高速道路株式会社 関西支社福岡管理事務所 中国支社津山高速道路事務所																																																																						
	14	H24.5.9		災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社																																																																						
	32	R4.3.16		災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	関西電力送配電株式会社兵庫支社																																																																						
No	締結年月日	応援協定・覚書名称	締結相手先																																																																								
1	H8.7.1	兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	兵庫県2市1町 岡山県2市1村																																																																								
2	H18.3.27	西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	西播磨地域5市5町																																																																								
3	H24.8.30	播磨広域防災連携協定	播磨地域13市8町																																																																								
7	H18.12.1	生活物資の確保及び供給に関する協定	マックスバリュ西日本株式会社 (現:株式会社フジ)																																																																								
12	H24.3.8	災害時等における相互協力に関する協定	西日本高速道路株式会社 関西支社福岡管理事務所 (現:福岡高速道路事務所) 中国支社津山高速道路事務所																																																																								
14	H24.5.9	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社 (現:LINE ヤフー株式会社)																																																																								
32	R4.3.16	災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	関西電力送配電株式会社 兵庫支社 (現:姫路本部)																																																																								
33	R6.2.14	災害時における支援協力に関する協定	兵庫県石油商業組合																																																																								
34	R6.4.4	災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	兵庫県司法書士会																																																																								

項	修正前（素案）	修正後	主な理由等																		
第 3 編 第 6 章 第 1 節 (P157)	(3) 応援要請に関する連絡先 <table><tr><th>協定名</th><th>連絡先名</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>兵庫県広域消防 相互応援協定</td><td>姫路市消防局</td><td>昼間 079-223-9543 警防課 夜間 079-222-8222 情報指令課</td></tr><tr><td>緊急消防援助隊</td><td>兵庫県</td><td>平日（昼間）078-362-9824 消防保安課 休日・夜間 078-362-9900 災害対策センター</td></tr></table>	協定名	連絡先名	電話番号	兵庫県広域消防 相互応援協定	姫路市消防局	昼間 079-223-9543 警防課 夜間 079-222-8222 情報指令課	緊急消防援助隊	兵庫県	平日（昼間）078-362-9824 消防保安課 休日・夜間 078-362-9900 災害対策センター	(3) 応援要請に関する連絡先 <table><tr><th>協定名</th><th>連絡先名</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>兵庫県広域消防 相互応援協定</td><td>姫路市消防局</td><td>昼間 079-223-9567 警防課 夜間 079-223-0003 情報指令課</td></tr><tr><td>緊急消防援助隊</td><td>兵庫県</td><td>平日（昼間）078-362-9873 消防保安課 休日・夜間 078-362-9900 災害対策センター</td></tr></table>	協定名	連絡先名	電話番号	兵庫県広域消防 相互応援協定	姫路市消防局	昼間 079-223-9567 警防課 夜間 079-223-0003 情報指令課	緊急消防援助隊	兵庫県	平日（昼間）078-362-9873 消防保安課 休日・夜間 078-362-9900 災害対策センター	電話番号変更のため
協定名	連絡先名	電話番号																			
兵庫県広域消防 相互応援協定	姫路市消防局	昼間 079-223-9543 警防課 夜間 079-222-8222 情報指令課																			
緊急消防援助隊	兵庫県	平日（昼間）078-362-9824 消防保安課 休日・夜間 078-362-9900 災害対策センター																			
協定名	連絡先名	電話番号																			
兵庫県広域消防 相互応援協定	姫路市消防局	昼間 079-223-9567 警防課 夜間 079-223-0003 情報指令課																			
緊急消防援助隊	兵庫県	平日（昼間）078-362-9873 消防保安課 休日・夜間 078-362-9900 災害対策センター																			
第 3 編 第 6 章 第 4 節 (P164)	(1) 要請する業務内容 （修正箇所のみ） ⑧ 通信支援 ⑨ 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び 救援物資の緊急輸送 ⑩ 炊飯及び給水の支援 ⑪ 物資の無償貸付又は譲与 ⑫ 危険物の保安及び除去 ⑬ その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可 能なもの	(3) 要請する業務内容 （修正箇所のみ） ⑧ 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び 救援物資の緊急輸送 ⑨炊飯及び給水の支援 ⑩物資の無償貸付又は譲与 ⑪危険物の保安及び除去 ⑫その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可 能なもの	県計画修正のため																		
第 3 編 第 7 章 第 1 節 (P170)	2 適用基準 （修正箇所のみ） (1)佐用町の区域内での被害 住家の滅失世帯数が基準以上（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号） (2) 県の区域内での被害 （中略）	2 適用基準 （修正箇所のみ） (1) 災害が発生した段階の適用（法第 2 条第 1 項） ①佐用町の区域内での被害 住家の滅失世帯数が基準以上（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号） ②県の区域内での被害 （中略）	制度変更のため																		

項	修正前（素案）	修正後	主な理由等																								
	<u>(3)多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当する被害(災害救助法施行令第1条第1項第4号)</u> (中略)	<u>③多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当する被害(災害救助法施行令第1条第1項第4号)</u> (中略) <u>(2) 災害が発生するおそれ段階の適用(法第2条第2項)</u> <u>災害が発生するおそれがある場合において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、町が被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする場合</u>																									
第3編 第7章 第1節 (P172)	5 救助内容（災害救助法適用期間） （修正箇所のみ） <table><tr><th>実施項目</th><th>実施期間</th><th>町の担当</th></tr><tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>着工から20日以内</td><td>生活対策部</td></tr><tr><td>被災者の救出</td><td>3日以内</td><td>●西はりま消防組合</td></tr><tr><td>住宅の応急修理</td><td>1ヶ月以内</td><td>生活対策部</td></tr></table>	実施項目	実施期間	町の担当	応急仮設住宅の供与	着工から20日以内	生活対策部	被災者の救出	3日以内	●西はりま消防組合	住宅の応急修理	1ヶ月以内	生活対策部	5 救助内容（災害救助法適用期間） （修正箇所のみ） <table><tr><th>実施項目</th><th>実施期間</th><th>町の担当</th></tr><tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>20日以内に着工</td><td>生活対策部</td></tr><tr><td>被災者の救出</td><td>3日(72時間)以内</td><td>●西はりま消防組合</td></tr><tr><td>住宅の応急修理</td><td>3ヶ月以内</td><td>生活対策部</td></tr></table> <u>災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む）</u>	実施項目	実施期間	町の担当	応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	生活対策部	被災者の救出	3日(72時間)以内	●西はりま消防組合	住宅の応急修理	3ヶ月以内	生活対策部	制度度更のため
実施項目	実施期間	町の担当																									
応急仮設住宅の供与	着工から20日以内	生活対策部																									
被災者の救出	3日以内	●西はりま消防組合																									
住宅の応急修理	1ヶ月以内	生活対策部																									
実施項目	実施期間	町の担当																									
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	生活対策部																									
被災者の救出	3日(72時間)以内	●西はりま消防組合																									
住宅の応急修理	3ヶ月以内	生活対策部																									
第3編 第7章 第1節 (P173)	8 被災者台帳の作成 町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとする。	8 被災者台帳の作成 町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとする。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u>	県計画修正のため																								

項	修正前（素案）	修正後	主な理由等
第3編 第7章 第2節 (P179)	8 保健・衛生対策 (1) 保健対策 県及び町は、医師会等関係機関と連携し、巡回健康相談や栄養相談を実施する。また、県及び町は、睡眠障害やPTSD等に対処するため、訪問活動を行う。	8 保健・衛生対策 (1) 保健対策 県及び町は、医師会等関係機関と連携し、巡回健康相談や栄養相談 <u>および歯科健康相談</u> を実施する。また、県及び町は、睡眠障害やPTSD等に対処するため、訪問活動を行う。	項目追加のため
第3編 第7章 第5節 (P185)		<u>5 安否不明者の氏名等の公表</u> <u>災害発生時には救助活動の効率化・円滑化に資するため、町又は県において安否不明者の氏名等の公表（以下「氏名等公表」という。）を行い、安否情報を広く求めることにより、救助対象者の絞り込みを図る場合がある。氏名等は個人情報であることから、町又は県はそれぞれの個人情報保護条例を踏まえつつ、災害の状況や被災者の事情等に応じて氏名等公表の可否を判断している。氏名等公表を行うに当たっての留意事項は、以下のとおりである。</u> <u>・ 災害が発生した際、人命の救助活動の効率化・円滑化に氏名等公表が資する場合があることや、発災当初の72時間が極めて重要な時間帯であることを踏まえ、氏名等公表に係る一連の手続き等について、県や関係機関等と連携の上、平時から検討しておくこと。</u> <u>・ 県が氏名等公表を行うことが基本となるが、町が行うことが安否情報の収集等に資すると考えられる場合においては、事前調整に基づき、町が行うことも考えられること。</u> <u>・ 氏名等公表を行うことにより、救助活動を効率化することが重要な場合においては、人の生命又は身体の保護のため緊急の必要がある時の個人情報の提供と考えられることから、個人情報保護条例に定める個人情報の利用及び提供制限の例外規定の適用を検討すること。</u> <u>・ 配偶者からの暴力やストーカー行為の被害者等の所在情報を秘匿する必要がある者が不利益を被らな</u>	県計画修正のため

項	修正前（素案）	修正後	主な理由等
		<u>いよう、公表に当たってはあらかじめ関係機関に確認すること</u>	
第3編 第7章 第5節 (P189)	第5款 医療・助産対策 （修正箇所のみ） 県は、町の応援要請があった場合、又は県が必要と認める場合は救護班（ <u>兵庫DMAT</u> を含む）を派遣し、医療・助産活動を行う。なお、県は、救護所では対応が困難と判断した場合には、救護センターを設置する。医療健康対策部は、関係機関の調整・後方支援を行う。	第5款 医療・助産対策 （修正箇所のみ） 県は、町の応援要請があった場合、又は県が必要と認める場合は救護班（ <u>DHEAT、DICT、DMAT、DPAT、DWAT、JDAT、JDA-DAT、JMAT、JRAT、災害支援ナース</u> を含む）を派遣し、医療・助産活動を行う。なお、県は、救護所では対応が困難と判断した場合には、救護センターを設置する。医療健康対策部は、関係機関の調整・後方支援を行う。 <u>DHEAT</u> : 災害時健康危機管理支援チーム <u>DICT</u> : 災害時感染制御支援チーム <u>DMAT</u> : 災害医療派遣チーム <u>DPAT</u> : 災害時派遣精神医療チーム <u>DWAT</u> : 災害派遣福祉チーム <u>JDAT</u> : 日本災害歯科支援チーム <u>JDA-DAT</u> : 日本栄養士会災害支援チーム <u>JMAT</u> : 日本医師会災害医療チーム <u>JRAT</u> : 日本災害リハビリテーション支援協会	県計画修正のため
第3編 第7章 第5節 (P189)	1 救護所の設置基準 （修正箇所のみ） (3) 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間を要する <u>ため</u> 被災地での医療対応が必要な場合	1 救護所の設置基準 （修正箇所のみ） (3) 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間を要する <u>等の理由で、</u> 被災地での医療対応が必要な場合	・ 県計画修正のため ・ 町施設統廃合のため

項	修正前（素案）	修正後	主な理由等																																								
	2 救護所の設置予定場所及び収容能力等 救護所の設置予定場所及び収容能力等は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置予定場所</th><th>所在地</th><th>収容人員 (人)</th><th>電話番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐用町保健センター</td><td>佐用町佐用 2609-2</td><td>50</td><td>82-0661</td></tr> <tr> <td>上月文化会館</td><td>佐用町上月 787-2</td><td>100</td><td>86-1153</td></tr> <tr> <td>南光文化センター</td><td>佐用町下徳久 1005-1</td><td>100</td><td>78-0123</td></tr> <tr> <td>三日月地域交流センター</td><td>佐用町三日月 1110-1</td><td>100</td><td>79-2001</td></tr> </tbody> </table>	設置予定場所	所在地	収容人員 (人)	電話番号	佐用町保健センター	佐用町佐用 2609-2	50	82-0661	上月文化会館	佐用町上月 787-2	100	86-1153	南光文化センター	佐用町下徳久 1005-1	100	78-0123	三日月地域交流センター	佐用町三日月 1110-1	100	79-2001	2 救護所の設置予定場所及び収容能力等 救護所の設置予定場所及び収容能力等は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置予定場所</th><th>所在地</th><th>収容人員 (人)</th><th>電話番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐用町保健センター</td><td>佐用町佐用 2609-2</td><td>50</td><td>82-0661</td></tr> <tr> <td><u>上月地域交流センター (支所)</u></td><td>佐用町上月 787-2</td><td>100</td><td>86-1153</td></tr> <tr> <td>南光文化センター</td><td>佐用町下徳久 1005-1</td><td>100</td><td>78-0123</td></tr> <tr> <td><u>三日月地域交流センター (支所)</u></td><td>佐用町三日月 1110-1</td><td>100</td><td>79-2001</td></tr> </tbody> </table>	設置予定場所	所在地	収容人員 (人)	電話番号	佐用町保健センター	佐用町佐用 2609-2	50	82-0661	<u>上月地域交流センター (支所)</u>	佐用町上月 787-2	100	86-1153	南光文化センター	佐用町下徳久 1005-1	100	78-0123	<u>三日月地域交流センター (支所)</u>	佐用町三日月 1110-1	100	79-2001	
設置予定場所	所在地	収容人員 (人)	電話番号																																								
佐用町保健センター	佐用町佐用 2609-2	50	82-0661																																								
上月文化会館	佐用町上月 787-2	100	86-1153																																								
南光文化センター	佐用町下徳久 1005-1	100	78-0123																																								
三日月地域交流センター	佐用町三日月 1110-1	100	79-2001																																								
設置予定場所	所在地	収容人員 (人)	電話番号																																								
佐用町保健センター	佐用町佐用 2609-2	50	82-0661																																								
<u>上月地域交流センター (支所)</u>	佐用町上月 787-2	100	86-1153																																								
南光文化センター	佐用町下徳久 1005-1	100	78-0123																																								
<u>三日月地域交流センター (支所)</u>	佐用町三日月 1110-1	100	79-2001																																								
第3編 第7章 第5節 (P190)	8 医薬品等の供給 (1) 品 目 医療健康対策部は、県等と協力して、医薬品等の迅速・確実な確保<u>に努める</u>。	8 医薬品等の供給 (1) 品 目 医療健康対策部は、県等と協力して、医薬品等の迅速・確実な確保<u>を行う</u>。	県計画修正のため																																								
第3編 第7章 第5節 (P190)	9 医療機関のライフラインの確保 各対策部は、県及びライフライン関係機関等と協力し、人命にかかわる医療機関等の施設復旧を最優先し、復旧を図る。	9 医療機関のライフラインの確保 各対策部は、県及びライフライン関係機関等と協力し、人命にかかわる医療機関等<u>(特に病院)</u>の施設復旧を最優先し、<u>優先的</u>復旧を図る。	県計画修正のため																																								
第3編 第7章 第7節 (P194)	■ 供給が不足する場合 ③ 食料等の調達が困難な場合は、次の事項を示して県に災害救助用米穀、乾パン、弁当、おにぎり、パン、育児用調整粉乳、乳児用食品、高齢者用食品等の供給、あつせんを要請する。なお、災害救助法適用時の災害救助用米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、国の「米穀の買入れ販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省<u>生産局</u>に対して引渡しを要請し、要請後は県へ速やかにその旨を報告する。	■ 供給が不足する場合 ③ 食料等の調達が困難な場合は、次の事項を示して県に災害救助用米穀、乾パン、弁当、おにぎり、パン、育児用調整粉乳、乳児用食品、高齢者用食品等の供給、あつせんを要請する。なお、災害救助法適用時の災害救助用米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、国の「米穀の買入れ販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省<u>農産局</u>に対して引渡しを要請し、要請後は県へ速やかにその旨を報告する。	組織名変更のため																																								

項	修正前（素案）	修正後	主な理由等
第3編 第7章 第8節 (P196)	第1款 健康対策 〔実施機関：町（医療健康対策部）、県、県看護協会、医師会、県栄養士 など〕 医療健康対策部は、県と協力して避難所、仮設住宅、在宅の被災者の健康管理を行うため、保健師による巡回健康相談及び訪問指導、栄養士による巡回栄養相談等を行う。	第1款 健康対策 〔実施機関：町（医療健康対策部）、県、県看護協会、医師会、 <u>歯科医師会</u> 、県栄養士、 <u>県歯科衛生士</u> など〕 医療健康対策部は、県と協力して避難所、仮設住宅、在宅の被災者の健康管理を行うため、保健師による巡回健康相談及び訪問指導、栄養士による巡回栄養相談、 <u>歯科衛生士による巡回歯科相談</u> 等を行う。	町担当部局情報による修正のため
第3編 第7章 第8節 (P197)	3 巡回栄養相談の実施 医療健康対策部及び県は、県栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT兵庫）と連携して、栄養士等が、避難所、仮設住宅、在宅の被災者などを巡回して、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するための巡回栄養相談を行えるよう努める。	3 巡回栄養相談の実施 医療健康対策部及び県は、県栄養士会 <u>災害支援チーム（JDA-DAT）</u> と連携して、栄養士等が、避難所、仮設住宅、在宅の被災者などを巡回して、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するための巡回栄養相談を行えるよう努める。	県計画修正のため
第3編 第7章 第8節 (P197)		<u>4 巡回歯科健康相談の実施</u> <u>医療健康対策部及び県は、県災害歯科支援チーム（JDAT兵庫）と連携して、歯科医師、歯科衛生士等が、避難所、仮設住宅、在宅の被災者などを巡回し、口腔の健康に関する相談を行う。特に、高齢者、障がい者、その他特に配慮を要する者の心身の健康状況の把握に努める。</u>	町担当部局情報による修正のため
第3編 第7章 第8節 (P197)	4 職員の健康管理の実施	<u>5 職員の健康管理の実施</u>	・前項追加による項番繰り下げのため

項	修正前（素案）	修正後	主な理由等
第3編 第7章 第8節 (P201)	5 感染症対策 県は、必要により夏季の腸管出血性大腸菌感染症、冬季のインフルエンザ、ノロウイルスによる感染性胃腸炎等、感染症防止のための検査や保健指導を行うこととし、特に抵抗力の弱い高齢者や乳幼児への感染症予防やまん延防止の指導等感染防止に努める。	5 感染症対策 県は、必要により夏季の腸管出血性大腸菌感染症、冬季のインフルエンザ、ノロウイルスによる感染性胃腸炎等、 新型コロナウイルス感染症等 感染症防止のための検査や保健指導を行うこととし、特に抵抗力の弱い高齢者や乳幼児への感染症予防やまん延防止の指導等感染防止に努める。	県計画修正のため
第3編 第9章 第1節 (P205)	1 電 話 (修正箇所のみ) 西日本電信電話株式会社 兵庫支店 公共担当 フリガナ 0120-184244 電 話 079-225-2877 F A X 079-225-2875	1 電 話 (修正箇所のみ) 西日本電信電話株式会社 兵庫支店 設備部 災害対策室 電 話 078-393-9440 F A X 078-326-7363	組織名・連絡先変更のため
第3編 第10章 第2節 (P208-P209)	第2節 佐用地域における災害時の道路情報伝達・対応連絡会の設置 (実施機関：町（建設農林対策部、統括部）、西はりま消防組合、県、警察、国土交通省、西日本高速道路株式会社、 <u>宍粟市、美作市</u> など) 平成21年8月の台風第9号災害の経験を踏まえ、各道路管理者や関係機関が相互連携を図って情報伝達や効果的な対応を行うことにより、災害時の自動車移動者の安全を確保することを目的とし、平成23年1月31日に連絡会を設置した。 ※「道路・河川などの巡回及び応急対応マニュアル」参照 1 連絡会の構成 佐用町、西日本高速道路株式会社（福崎・津山）、国土交通省鳥取河川国道事務所、兵庫県光都土木事務所たつの警察署、西はりま消防組合及び関係自治体として <u>宍粟市、美作市</u> で構成する。	第2節 佐用地域における災害時の道路情報伝達・対応連絡会の設置 (実施機関：町（建設農林対策部、統括部）、西はりま消防組合、県、警察、国土交通省、西日本高速道路株式会社 など) 平成21年8月の台風第9号災害の経験を踏まえ、各道路管理者や関係機関が相互連携を図って情報伝達や効果的な対応を行うことにより、災害時の自動車移動者の安全を確保することを目的とし、平成23年1月31日に連絡会を設置した。 ※「道路・河川などの巡回及び応急対応マニュアル」参照 1 連絡会の構成 佐用町、西日本高速道路株式会社（福崎・津山）、国土交通省鳥取河川国道事務所、兵庫県光都土木事務所たつの警察署、西はりま消防組合で構成する。	構成団体変更のため

項	修正前（素案）		修正後		主な理由等
	機関名	所 属	機関名	所 属	
	佐用町	建設課、企画防災課	佐用町	建設課、企画防災課	
	西はりま消防組合	佐用消防署、宍粟消防署	西はりま消防組合	佐用消防署、宍粟消防署	
	たつの警察署	交通課	たつの警察署	交通課	
	兵庫県	光都土木事務所	兵庫県	光都土木事務所	
	国土交通省	鳥取河川国道事務所	国土交通省	鳥取河川国道事務所	
	西日本高速道路株式会社	道路管制センター（吹田）、福岡高速道路事務所 道路管制センター（広島）、津山高速道路事務所	西日本高速道路株式会社	道路管制センター（吹田）、福岡高速道路事務所 道路管制センター（広島）、津山高速道路事務所	
	宍粟市 ※	市民生活部			
	美作市 ※	総務部、消防本部			
第 3 編 第 11 章 第 1 節 (P212-P213)	(4) 県等への応援要請 ガレキ処分について、最終処分までの迅速な処理が出来ない場合や町単独では対応が困難な場合、応援協定を締結している事業者に対して応援を要請するとともに、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して、広域的な支援の要請を行う。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、公益財団法人ひょうご環境創造協会の活用または県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、公益財団法人ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。 また、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。		(4) 県等への応援要請 ガレキ処分について、最終処分までの迅速な処理が出来ない場合や町単独では対応が困難な場合、 <u>応援協定を締結している事業者に対して応援を要請するとともに</u> 、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、 <u>速やかに</u> 県に対して、広域的な支援の要請を行う。 <u>県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、公益財団法人ひょうご環境創造協会の活用または県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、公益財団法人ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。</u> また、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。		県計画修正のため
第 3 編 第 11 章 第 1 節 (P213)	(3) 県等への応援要請 町単独では対応が困難な場合、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に対して、広域的な支援の要請を行う。		(3) 県等への応援要請 町単独では対応が困難な場合、 <u>応援協定を締結している事業者に対して応援を要請するとともに</u> 、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に対して、広域的な支援の要請を行う。 <u>県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、公益財団法人ひょうご環境創造協会の活用または県に処</u>		県計画修正のため

項	修正前（素案）	修正後	主な理由等
		<u>理に関する事務委託を行うこととする。さらに、公益財団法人ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。</u>	
第3編 第11章 第2節 (P214)	4 県への応援要請 町は、し尿の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両等の確保にあたり、町単独では処理能力が不足する場合など対応が困難な場合、 <u>県に応援要請を行う。</u>	4 県への応援要請 町は、し尿の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両等の確保にあたり、町単独では処理能力が不足する場合など対応が困難な場合、 <u>応援協定を締結している事業者に対して応援を要請するとともに、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して、広域的な応援を要請することとする。</u>	県計画修正のため
第3編 第13章 第1節 (P220)	第1節 警備体制 (修正箇所のみ) 5 危険区域居住者に対する避難の指示、警告及び誘導	第1節 警備体制 (修正箇所のみ) 5 危険区域居住者、 <u>滞在者その他の者</u> に対する避難の指示、警告及び誘導	県計画修正のため
第3編 第17章 第1節 (P226)	第2款 支給及び支援 (修正箇所のみ) 自然災害による被災者世帯に対して、被害の程度に応じた災害見舞金等の支給及び被災者生活再建支援制度に基づく支援等を行い、住民生活の速やかな再建を図る。	第2款 支給及び支援 (修正箇所のみ) 自然災害による被災者世帯に対して、被害の程度に応じた災害見舞金等の支給及び被災者生活再建支援制度に基づく支援等を行い、住民生活の速やかな再建を図れるよう、 <u>地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるとともに、その実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u>	県計画修正のため

項	修正前（素案）	修正後	主な理由等
第3編 第17章 第1節 (P228)	1 住宅相談窓口の設置 生活対策部は、県（公営住宅課）と協力して住宅相談窓口を開設し、住宅の応急修理、空家住宅（公営住宅等）の確保及び応急仮設住宅の入居等について相談に応じる。	1 住宅相談窓口の設置 生活対策部は、県（公営住宅 <u>管理</u> 課）と協力して住宅相談窓口を開設し、住宅の応急修理、空家住宅（公営住宅等）の確保及び応急仮設住宅の入居等について相談に応じる。	組織名変更のため
第4編 第2章 第1節 (P231)	1 公共土木施設復旧事業 (1) 河川災害復旧事業 <u>(2)</u> 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業 <u>(3)</u> 道路災害復旧事業 <u>(4)</u> 下水道災害復旧事業 2 農林水産業施設災害復旧事業 (1) 農地農業用施設災害復旧事業 (2) 林地荒廃防止施設災害復旧事業 (3) 林道施設災害復旧事業 3 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業 4 住宅災害復旧事業 5 社会福祉施設災害復旧事業 6 公立医療施設、病院等災害復旧事業 7 学校教育施設災害復旧事業 8 社会教育施設災害復旧事業 <u>9</u> その他の災害復旧事業	1 公共土木施設災害復旧事業 (1) 河川災害復旧事業 <u>(2) 砂防設備災害復旧事業</u> <u>(3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業</u> <u>(4) 地すべり防止施設災害復旧事業</u> <u>(5)</u> 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業 <u>(6)</u> 道路災害復旧事業 <u>(7) 水道災害復旧事業</u> <u>(8)</u> 下水道災害復旧事業 <u>(9) 公園災害復旧事業</u> 2 農林水産業施設災害復旧事業 (1) 農地農業用施設災害復旧事業 (2) 林地荒廃防止施設災害復旧事業 (3) 林道施設災害復旧事業 3 廃棄物処理施設災害復旧事業 4 住宅災害復旧事業 5 社会福祉施設災害復旧事業 6 公立医療施設、病院等災害復旧事業 7 学校教育施設災害復旧事業 8 社会教育施設災害復旧事業 <u>9 中小企業の振興に関する事業計画</u> <u>10</u> その他の災害復旧事業	事業名変更のため
第4編 第2章 第2節 (P231-P232)	1 激甚災害に係る財政援助措置 (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 ① 公共土木施設災害復旧事業 ② 公共土木施設災害関連事業 ③ 公立学校施設災害復旧事業	1 激甚災害に係る財政援助措置 (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 ① 公共土木施設災害復旧事業 ② 公共土木施設災害関連事業 ③ 公立学校施設災害復旧事業	事業名変更のため

項	修正前（素案）	修正後	主な理由等
	④ 公営住宅等災害復旧事業 ⑤ 児童福祉施設災害復旧事業 ⑥ 老人福祉施設災害復旧事業 ⑦ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業 ⑧ 知的障害者援護施設災害復旧事業 ⑨ 感染症予防事業 ⑩ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（公共的施設区域外） ⑪ その他激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく事業	④ 公営住宅等災害復旧事業 ⑤ <u>生活保護施設災害復旧事業</u> ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業 ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業 ⑧ 障害者援護 <u>福祉</u> 施設災害復旧事業 ⑨ 感染症予防事業 ⑩ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（公共的施設区域外） ⑪ <u>湛水排除事業</u>	
第4編 第2章 第2節 (P232)	2 局地激甚災害に係る財政援助措置 (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 ① 公共土木施設災害復旧事業 ② 公共土木施設災害関連事業 ③ 公立学校施設災害復旧事業 ④ 公営住宅等災害復旧事業 ⑤ 児童福祉施設災害復旧事業 ⑥ 老人福祉施設災害復旧事業 ⑦ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業 ⑧ 知的障害者援護施設災害復旧事業 ⑨ 感染症予防事業 ⑩ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（公共的施設区域外） ⑪ その他激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく事業	2 局地激甚災害に係る財政援助措置 (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 ① 公共土木施設災害復旧事業 ② 公共土木施設災害関連事業 ③ 公立学校施設災害復旧事業 ④ 公営住宅等災害復旧事業 ⑤ 児童福祉施設災害復旧事業 ⑥ 老人福祉施設災害復旧事業 ⑦ 障害者 <u>福祉</u> 施設災害復旧事業 ⑧ 感染症予防事業 ⑨ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（公共的施設区域外） ⑩ <u>湛水排除事業</u>	事業名変更のため
第4編 第2章 第3節 (P233)	2 中小企業復興資金 関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び株式会社日本政策金融公庫の融資、並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。	2 中小企業復興資金 関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び株式会社日本政策金融公庫の融資、並びに <u>小規模企業等設備</u> 資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。	事業名変更のため